



序

平成12年度に当センターが実施した主な事業には、史跡津山城跡本丸の調査や美作国分寺塔跡の調査があります。津山城跡の発掘調査は、保存整備計画に伴う五番門石垣の解体修理を目的とするものが中心となりました。平成13年度には、整備の当面の目標となる備中櫓の実施設計も完了し、既に起工されるなど、計画は順調に進行中です。美作国分寺の塔跡は、昭和54年度の調査終了時にその存在が分っていましたが、その後調査されずにきていたものです。今回の調査により予想外の成果が得られ、その調査報告は年報と別だてで刊行しました。これで、美作国分寺跡の主要伽藍全ての概要が、ほぼ解明できたということになります。現在も、国指定の実現にはいたっておりませんが、今後とも粘り強く実現にむけ努力していきたいと思います。

なお、平成12年度には国の緊急地域雇用特別対策事業が実施され、的場古墳群や中宮1号墳などの痛みの激しかった出土鉄器の保存処理が、対象事業として採択されました。処理された鉄器の一部は、現在センターで展示しています。

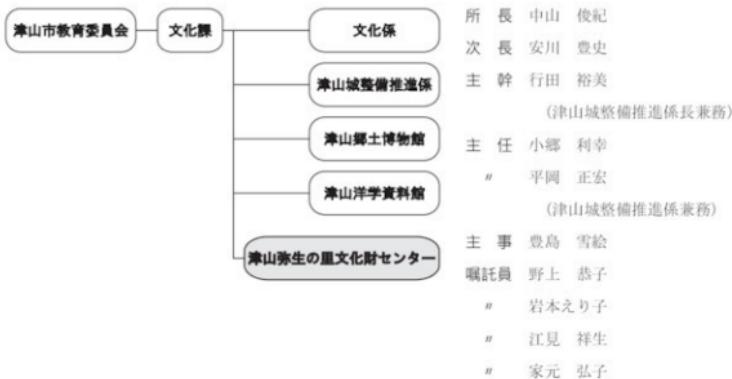
平成12年度も、発掘調査や遺跡の保存管理事業の実施にあたり、所有者のみなさまはじめ、関係各位に多大な御援助をいただきました。大変有難うございました。今後とも、御支援、御協力いただけけるようお願いいたします。

平成14年3月31日

津山弥生の里文化財センター

所長 中山俊紀

機構図及び職員配置



例　言

1. 本書は、津山市教育委員会・津山弥生の里文化財センターが平成 12 年度に実施した事業概要などについてまとめたものである。
1. 平成 12 年度の埋蔵文化財発掘調査は、中山俊紀、安川豊史、行田裕美、小郷利幸、平岡正宏、豊島雪絵、出土遺物の整理は上記の他、野上恭子、岩本えり子、家元弘子、民俗資料の整理は江見祥生が主として担当し、事業概要の執筆は各担当者が行い編集は平岡がおこなった。
1. 自然科学的分析として岡山理科大学自然科学研究所白石純氏に「須恵器窯の胎土分析- 津山市一宮・箱王谷・小屋谷・柳谷・池ヶ原長池窯跡出土資料について-」の玉稿をいただいた。記して謝意を表します。
1. 本書のデータは、PDF フォーマットで保管している。

目 次

序	i
機構図及び職員配置	ii
例言	ii
第1部	
津山弥生の里文化財センター事業概要	1
1-(1) 展示事業	3
1-(1)-a 入館者数	3
1-(1)-b 啓発、普及活動	3
1-(1)-c 寄贈資料	4
1-(2) 文化財センター日誌抄（平成12年度）	5
1-(3) 埋蔵文化財発掘調査	8
1-(3)-a 平成12年度届出関係一覧	8
1-(3)-b 現地説明会	9
1-(4) 民俗資料管理	10
1-(4)-a 民俗資料の整理	10
1-(4)-b 民俗資料の復元	10
1-(4)-c 民俗資料紹介	10
1-(5) その他の事業	11
1-(5)-a 遺跡の保存・管理	11
1-(5)-b 遺物の保存・修理	11
1-(5)-c 津山やよいライオンズクラブ奉仕作業	11
1-(6) 調査の概要	12
1-(6)-a 津山城跡 マンション建設に伴う確認調査	12
1-(6)-b 煙硝蔵跡測量調査報告	14
第2部	
資料紹介・研究ノート	19
2-(1) 竪穴住居址の分類と機能	21
2-(2) 岡田遺跡出土遺物について	35
2-(3) 津山城今昔①～時報の変遷と天守穴蔵の石段～	41
2-(4) 須恵器窯の胎土分析 津山市一宮・箱谷・小屋谷・柳谷・池ヶ原長池窯跡出土資料について	49
2-(5) 文化・文政期津山藩の年頭参賀儀礼について	55
2-(6) 民俗資料の製作過程記録「表」	67

第1部 津山弥生の里文化財センター事業概要

【速報展】

平成 11 年度発掘調査速報展『津山の歴史を掘る』

(二宮岡東遺跡) 弥生土器、石器、須恵器 特集：津山のスタンプ文をもつ弥生土器（有本遺跡、一貫東遺跡他）

(押入兼田遺跡) 繩文土器、勾玉

(的場古墳群) 須恵器、鉄器、耳環 特集：古墳出土の耳環（長畠山北古墳群、祇園丘 2 号墳他）

岡山県指定重要文化財（考古資料）指定記念展示

(柳谷古墳) 銀象嵌頭椎大刀把頭、同鞘尾金具、須恵器（須恵器以外は保存処理中のため写真のみ）

【収蔵資料等の貸し出し】

考古資料関係

- ◎ 6月 27 日 牛窓町史編纂室に「牛窓町史 通史編」使用のため京免遺跡出土木棺の写真フィルム 1 点を貸し出す。
- ◎ 9月 19 日から 11月 30 日 豊津町歴史民俗資料館に「全国国分寺写真展」のため美作国分寺跡全景、塔跡写真フィルム 2 点を貸し出す。
- ◎ 11月 4 日 佐良山時代まつり実行委員会に「佐良山時代まつり」のため力キ谷 B 1号墳出土須恵器、陶棺片、火起こし具など 27 点を貸し出す。
- ◎ 12月 上旬から平成 13年 3月中旬 岡山県立博物館に「あおによし」展のため美作国府跡出土の瓦、須恵器、土師器、硯など 14 点を貸し出す。

民俗資料

- ◎ 1月 29 日から 2月 5 日 弥生小学校に「みの」等 17 点を貸し出す。

c. 寄贈資料

【考古資料】

竹田尚龍 津山城瓦 計 5 点

梶田正郷 中央町鷲巣出土弥生土器、須恵器、砥石 計 16 点他破片多数

【民俗資料】

汀 三郎 白、杵、モロブタ、蒸し器、屋根鉄、旧軍用雨衣 計 14 点

江原 裕 米屋の担い桶、牛の小鞍、薙編みの棒、計 6 点

(2) 文化財センター日誌抄 (平成 12 年度)

- 4月7日 奈良国立文化財研究所肥塚隆保遺跡処理研究室長、倉敷市教育委員会綾野早苗さん他、有本遺跡ガラス管玉を分析、保存処理のため来所
- 4月9日 有本遺跡の管玉から日本で初めて「漢青」が見つかり記者発表
- 4月10日 岡山県古代吉備文化財センター柳瀬昭彦課長あいさつ
- 4月14日 大崎地内（中原遺跡）立会
- 4月20日 二宮岡東遺跡の北側が一部破壊されていると、岡山県教委文化課松本和男課長代理から電話があり現地を確認、墓地移転のため重機が通ったためであるが、地下構造は破壊されていないと判断する
- 4月21日 安川次長、向陽小学校で「土器と石器」の話をすると
- 4月24日 美作国分寺塔跡の確認調査開始（～6月20日、小郷・平岡担当）
- 4月27日 全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会総会出席のため、中山所長福岡へ出張
- 4月28日 西小学校6年生美和山古墳群を見学（安川説明）
- 4月29日 くらしき作陽大学河本先生、学生を連れてセンターを見学
- 5月9日 文化財保護委員の土居徹先生、美作国分寺跡発掘調査現場視察
- 5月11日 中山所長岡山県庁へ出張、国分寺回向堂築地法面工事の計画が住職より連絡がはいる
- 5月12日 文化財保護委員の狩野久先生、美作国分寺跡発掘調査現場他を視察
- 5月17日 沼遺跡法面立会
- 5月20日 第1回美作考古学談話会（「美作国分寺跡発掘調査現場の見学」、小郷）
- 5月23日 文化庁坂井秀弥調査官、美作国分寺跡発掘調査を指導
- 5月26日 第1回文化財保護委員会開催
- 5月27日 美作国分寺跡現地説明会（約70名参加）
- 6月9日 平成13年度補助事業計画ヒアリングのため、豊島主事岡山県庁へ出張
- 6月13日 東京大学君島俊行、国学院大学篠原慎二さん弥生・古墳時代の土器等調査
- 6月20日 国分寺池護岸修理作業
- 6月27日 沼遺跡法面復旧工事着手
- 6月29日 正仙塚古墳草刈（シルバー人材センター）
- 7月8日 第2回美作考古学談話会（「拓本のとりかた（続）」、安川）
- 7月12日 神楽尾城跡草刈（行田・小郷）
- 7月13日 中国地区史跡整備市町村協議会総会参加のため、行田主幹、平岡主事広島県千代田町へ出張（～14日）、日上歟山古墳群草刈
- 7月19日 河辺連合町内会役員会に森元教育次長、内藤参事、中山所長、安川次長出席、建部町立図書館長神原英朗さん来所
- 7月24日 津山市広報、センターを取り材
- 7月27日 津山城復元検討委員会打合せのため、行田主幹文化庁へ出張
- 7月31日 飯塚古墳草刈（中山・小郷）
- 8月1日 沼遺跡内の歩道橋修理

- 8月3日 東一宮地内（正善庵遺跡）立会
- 8月8日 津山やよいライオンズクラブ沿遺跡の早朝草刈奉仕作業
- 8月17日 平成12年度堀坂地区試掘調査計画を市農林振興課と協議
- 8月28日 沿遺跡剪定（シルバー人材センター、～30日）
- 9月1日 日上畠山古墳群草刈
- 9月4日 埋蔵文化財担当職員研修会のため岡山大学へ出張（安川・行田・小郷・平岡・豊島）
- 9月6日 沿遺跡法面復旧工事完成
- 9月9日 第3回美作考古学談話会（「古墳時代の朝鮮半島と日本」、豊島）
- 9月18日 沿遺跡草刈（津山市シルバー人材センター、～23日）
- 9月26日 山下地内（津山城跡）確認調査（～27）
- 9月27日 国分寺地内（美作国分寺跡）立会
- 9月28日 公立埋文協中国四国九州ブロック会議のため安川次長島根県松江市へ出張（～29日）
- 10月2日 津山城本丸跡発掘調査開始（～2月9日）
- 10月4日 岡山県発掘調査基準策定最終打合せのため平岡主事、岡山へ出張
- 10月10日 大阪大学院生瀬川さん陶棺の調査
- 10月11日 堀坂地区試掘調査開始（～12月21日、安川、豊島担当）
- 10月15日 島根大学福谷さん陶棺調査
- 10月19日 佐良山地域で古墳が壊されているのではないかという通報があり、現地を確認、古墳の存在は確認されず
- 10月23日 国分寺地内（美作国分寺跡）立会
- 10月26日 東一宮地内（正善庵遺跡）確認調査、国分寺地内（美作国分寺跡）立会、全国史跡整備研究集会参加のため、行田主幹・平岡主事石川県七尾市に出張
- 11月5日 佐良山時代まつりのため、カキ谷B1号墳出土遺物などを貸し出す
- 11月7日 津山城整備計画打合せのため、行田主幹米子へ出張
- 11月9日 全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会研修会参加のため平岡主事山梨県へ出張（～10日）
- 11月14日 東中学校校外学習受け入れ
- 11月18日 第4回美作考古学談話会（「古墳と陵墓」行田）、沿遺跡剪定（津山市シルバー人材センター）
- 12月5日 全国史跡整備市町村協議会臨時総会出席のため、安川次長、行田主幹東京へ出張（～6日）
- 12月8日 平成13年度補助事業計画ヒアリングのため、安川次長、豊島主事岡山県庁へ出張
- 12月14日 津山城整備のため、行田主幹文化庁へ出張
- 12月15日 岡山県古代吉備文化財センター島崎東課長補佐、県道確認調査のための作業員面接をセンターアーでおこなう
- 12月23日 津山城本丸跡発掘調査現地説明会（約80名）
- 1月5日 津山城整備委員会開催
- 1月6日 津山放送が津山城を取材
- 1月10日 六ツ塚古墳群ほか調査資料受取のため中山所長、小郷主任、くらしき作陽大学（河本清先生）へ出張
- 1月13日 第5回美作考古学談話会（「津山城の石垣について」平岡）

- 1月20日 第5回中国地区城館調査検討会出席のため、行田主幹、平岡主事米子へ出張
- 2月6日 津山郷土博物館「津山城調査速報展」のため遺物を貸し出す、日上歟山古墳群進入路工事
- 2月9日 煙硝蔵跡草刈（シルバー人材センター）
- 2月10日 明治大学吉村武彦先生他2名、墨書き土器の資料調査
- 2月14日 美作国分寺説明板完成
- 2月16日 煙硝蔵跡境界確認立会
- 2月19日 煙硝蔵跡地形測量開始
- 2月21日 第2回文化財保護委員会開催
- 2月26日 行田主幹岡山県庁に出張
- 2月28日 津山城築城400年記念事業委員会に行田主幹出席
- 3月2日 加茂町文化財保護審議会委員センターを視察
- 3月5日 小原地内（美作国府跡）立会
- 3月9日 佐良山古墳群、煙硝蔵跡をテレビ津山が取材、津山城管理道竣工検査
- 3月11日 第19回津山市文化財調査報告会開催、日上歟山古墳群倒木除去（日上町内会）
- 3月12日 行田主幹文化庁へ出張
- 3月15日 堀坂地区試掘調査について津山振興局耕地第1課菅原主査と協議
- 3月16日 総社地内（美作国府跡）立会、文化財保護担当者会議のため、平岡主事岡山へ出張
- 3月17日 奥の前1号墳発掘調査団センターを見学
- 3月21日 津山城跡草刈（シルバー人材センター、～22日）
- 3月23日 安川次長元興寺文化財研究所へ、保存処理遺物を引き取りにいく、大阪府文化財調査研究センター山元健さん陶棺の調査
- 3月25日 煙硝蔵を地元に案内（安川）
- 3月26日 行田主幹、平岡主事津山城石垣の石材調査のため、高砂市に出張
- 3月29日 津山やよいライオンズクラブ沼遺跡復元住居屋根修理作業（～4月4日）

(3) 埋蔵文化財発掘調査

a. 平成 12 年度届出関係一覧

第57条の2第1項 選跡名	所在地	工事種別	期間	担当者	測山番	測山番免番	発信日	指示事項	実施日	備考
美作国保跡 中原遺跡 中原遺跡 櫛崎跡 散布地 散布地 散布地 散布地 美作国分寺跡 津山城跡 美作国分寺跡 国分寺310-5地 正善寺遺跡 美作国分寺跡	山下528-5地 金井11-14 平福283-6 小原951-7地 山北228-2地 国分寺469-2 山下51-1 津山城跡 東一宮65-3地 小原45-3地	住宅建設 倉庫建設 知地開闢 住宅建設 住宅建設 住宅建設 住宅建設 マンション建設 事務所建設 店舗建設 物置建設	4. 20~8. 20 6. 10~7. 25 3. 19~ 9. 30~ 10. 25~2. 9. 30~1. 30 10. 1~3. 31 11. 30~ 11月中旬~3. 12. 14~3. 31	神谷忠利 石原逸夫 藤原義行 豊田成人 樋 俊義 中村守彌、中村光男 橋田寅彦、木会社 代沢真輔 中田機電工業株式会社 田中健太郎 代理組合長 矢野公史 松本茂行	830号 1070号 9158号 017562号 02846508号 0320号 041614号 0513号 082号 092号 0925号	津教委文第4195号 津教委文第4195号 津教委文第4195号 津教委文第4195号 津教委文第4195号 津教委文第4195号 津教委文第4195号 津教委文第4195号 津教委文第4195号 津教委文第4195号 津教委文第4195号	4. 10立会 4. 10立会 5. 17 6. 23立会 9. 12立会 9. 12立会 9. 19確認調査 9. 26~9. 27 本書 9. 27立会 10. 17確認調査 10. 26 退耕無し 12. 14立会	4. 14 4. 14 3. 2~3. 3 3. 2~3. 3 10. 23. 10. 26 9. 26~9. 27 本書 9. 27立会 10. 17確認調査 10. 26 退耕無し 12. 14立会		

第58条の2第1項 選跡名	所在地	工事種別	調査期間	担当者	測山番	測山番免番	発信日	調査担当	実施日	備考
美作国分寺跡 国分寺497-1	社寺跡	4. 24~6. 20	津山市教育委員会 教育長松尾栄義	津教委文第4011号 5. 8 小瀬科長 第72集						

b. 現地説明会

美作国分寺跡

平成12年5月27日（土）

約70名



津山城本丸御殿跡

平成12年12月23日（土）

約80名



(4) 民俗資料管理

a . 民俗資料の整理

今年度は次のような活動を行った。

①「竹スキー」 「竹ソリ」を作成し、収藏した。

②「臼輪」の簡単なものを幾つか作成し、踏み臼に入れ、消耗すると取り替えるようにした。

今年も民俗資料及び展示に関して数々の貴重な御意見を戴きました。厚く御礼申し上げます。



b . 民俗資料の復元

平成12年2月22日、製作過程と技術の記録保存のために「蓑」の復元を行った。製作は梶岡真知さん、補助を梶岡辰男さんにお願いした。

なお、ここで製作した蓑は幾つかある蓑の型の一例である。詳細については資料紹介を参照されたい。

c . 民俗資料紹介

今回は、「火アイロン」を紹介します。

火アイロンは、本体下部に、燃った堅炭を入れ、上部の煙突からガスを抜けるようになっています。炭火がなくなりかけると補充ていきます。形も大きく、重量もあるので、アイロン掛けも効率が上がります。付属品として、火箸が付きます。



(5) その他の事業

a. 遺跡の保存・管理

《国指定史跡》

美和山古墳群清掃、草刈、剪定

《県指定史跡》

日上天王山古墳・日上畝山古墳群草刈、進入路の整備〔写真1〕、標柱設置

《市指定史跡》

沼遺跡草刈・剪定

井口車塚古墳・正仙塚古墳・中宮古墳・飯塚古墳草刈

《未指定》

中核工業団地内古墳（一貫東1号墳）公園草刈

美作国分寺跡説明板設置

b. 遺物の保存・修理

柳谷古墳出土銀象嵌頭椎大刀把頭、同鞘尾金具保存処理

的場古墳出土馬具保存処理

中宮1号墳出土馬具保存処理

有本遺跡出土ガラス管玉保存処理

c. 津山やよいライオンズクラブ奉仕作業

沼遺跡の草刈、復元住居補修

今年度は定例の草刈のほかに、復元住居の屋根の補修をおこなっていただきました。作業は平成13年3月29日から4月4日までです。屋根の補修は部分葺き替えでしたが、当初の予想より痛みが激しく予定よりカヤを多く使用したようです。なお、完成を記念して4月23日、ツツジが咲き誇る中、津山やよいライオンズクラブから津山市教育委員会に「沼弥生住居址群復元住居補修工事目録」が贈呈され、教育委員会から感謝状を同クラブに差し上げました〔写真2〕。



写真1



写真2

(6) 調査の概要

a. 津山城跡 - マンション建設に伴う確認調査-

1. はじめに

津山城は現在の津山市街地中央部に位置している。現在の鶴山公園を中心と周囲を堀で囲まれた城郭であったが、現在では堀は埋め立てられ、石垣で囲まれた本丸、二の丸、三の丸部分のみが、史跡津山城跡として国の史跡に指定されている。

津山市では近世城郭としての津山城の範囲を「かつての堀よりも内側」とし、この範囲を「周知の埋蔵文化財」と位置づけている。

この確認調査は、マンション建設に伴うものである。平成 12 年 9 月 19 日付け津教委第 41614 号により文化財保護法第 57 条の第 2 第 1 項に基づく届出を行い、同年 9 月 26・27 日に確認調査を実施した。調査面積は約 20 m²である。

2. 調査の概要

調査対象地は東西 21 m、南北 30 m の逆 L 字形の敷地であり（第 1 図）、建物がこの敷地の南側に建設されることから、その部分についてを調査対象範囲とした。また、対象地の中央部に隣地のガス管が埋設されていることが確認されたため、中央部分については調査を行わず東西 2 箇所にトレンチを設定した。トレンチは東側を T-1、西側を T-2 とした。

T-1 の調査

T-1 は幅 1 m、長さ 8 m である。このトレンチは表土を除去した時点で地山となっており、浅い皿状の窪みがいくつか存在するが、規則的なものではなく、遺物も皆無であった。ただトレンチ中央やや来た寄りの窪みには河原石が据えられており、あるいは建物の基礎の一部の可能性も考えられる。

T-2 の調査

T-2 は幅 2 m、長さ 6 m である。このトレンチでは厚さ 1 m 程度の近代以降の造成土が認められ、その下層に厚さ 20 ~ 30 cm 程度の包含層、この包含層の下が地山となっていた。地山面には不規則な形状の浅い窪みが存在していた。

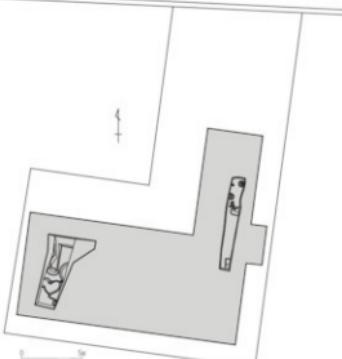
こちらもこれらの遺構に伴う遺物は皆無であった。

3.まとめ

今回調査した箇所は、江戸期の絵図面によると武家屋敷が存在した事が知られており、武家屋敷の一部分でもその様相が明らかになるのではないかとの期待もあった。しかしながら今回の限られた範囲の



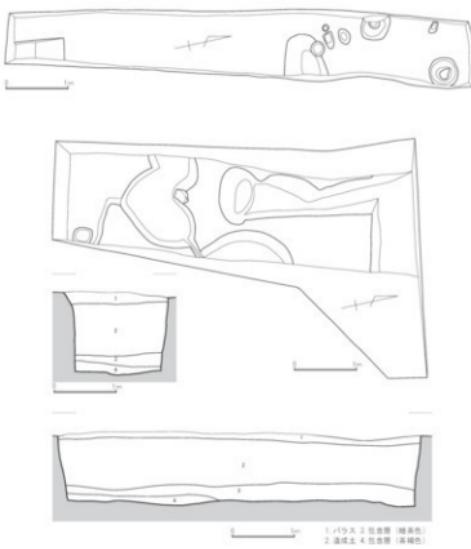
第 1 図 発掘地点位置図



第 2 図 トレンチ配置図

調査においては時期を明らかにできるような遺物の出土もなく、浅い皿状の窪みについても性格が不明であり、所期の目的を達成する事はできなかった。ただT-1、T-2ともに地山面はほぼ水平であるにもかかわらず、地山のレベルはT-2の方が1m以上低い事は注意される。

(平岡正宏)



第3図 トレンチ平・断面図(上T-1、下T-2)



T-1 全景 (右上)
T-2 全景 (上)
T-2 南壁面 (右)

b. 煙硝蔵跡測量調査報告

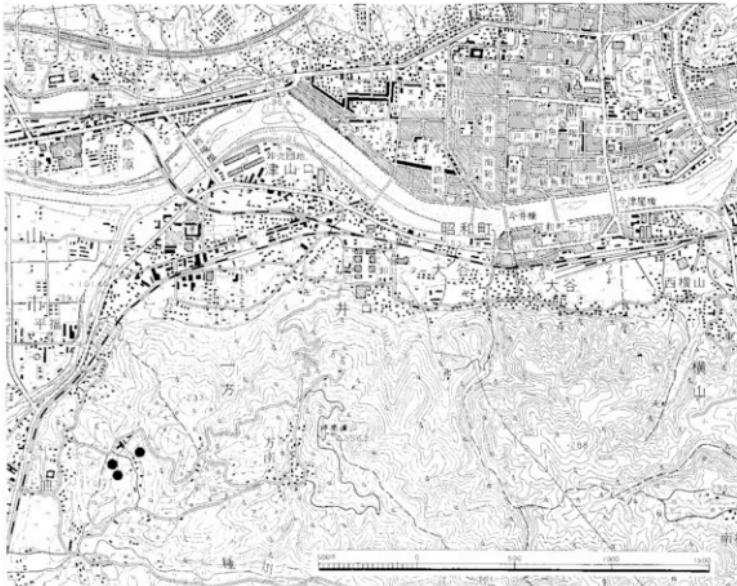
1.はじめに

津山市平福および一方に所在する煙硝蔵跡は、古くから津山藩の火薬庫として有名である。享保10年（1725）に記された『作州記』によれば、煙硝蔵は旧佐良村に三か所あり、1間半に9間の大きさで、穴蔵、四方石垣で戸口二つ、と記されている（注1）。このうちのひとつが元治元年（1864）12月10日に大爆発をおこし（注2）。この伝承は地元をはじめ市民の間に広く伝えられてきた。

しかしながら煙硝蔵の実態については、樹木が繁茂する状況などから十分な観察ができず、付近に多く存在する古墳との区別を含めて不明な点が多く残されていた。津山市教育委員会では今後の保存と活用のために現状を把握することとし、平成12年3月8日に一帯を踏査をして石室の観察と平面の略測を行った。その際、現状で3基の煙硝蔵跡が存在することが確認でき、それぞれのおよその規模や形態を知ることができた。

その後、地権者の同意を得て平成13年3月1日付けでこれらの煙硝蔵跡は津山市重要文化財に指定され、これを受けて一帯の下草を伐採して見学が可能な状態になるよう応急の整備を行った。その際、地形観察及び測量調査を実施したので、その結果について報告する。なお、内部構造については上述したように調査が不十分なため今後の課題とし、本稿では現状で観察できた概要を記すにとどめたい。

煙硝蔵の名称については古くから「塩硝庫」「烟硝庫」「煙硝藏」などのさまざまな名称も多く用いられてきたが、ここでは指定名称である「煙硝蔵」を用いることとする（注3）。



第1図 煙硝蔵跡位置図（S = 1 : 25,000）



第2図 1号煙硝蔵跡実測図 ($S = 1 : 400$)



第3図 2・3号煙硝蔵跡実測図 ($S = 1 : 400$)

2. 煙硝蔵の位置

煙硝蔵は吉井川の支流である皿川東岸の丘陵中に位置する。現地は、標高 356 m の神南備山から西に延びた丘陵が、南に分かれて派生した場所にあたり、煙硝蔵は南に開いた谷を囲むように存在する。谷の北東側に 1 号蔵が、西側に 2・3 号蔵がある。標高はおおむね 160 m 前後で、平地との比高差は約 60 m。山中に没した位置にあり平地から見ることはできない。津山城からは吉井川を隔て、直線距離で 3.2 km を測る。

3. 測量調査の概要

測量の方法と経過

対象地内には多くの樹木が存在するので、トータルステーションを用いた測量方法を採用した。測量基準点を設置し、各基準点から任意の測点および傾斜変換点を測定して図化した。測量座標は国土座標第 V 座標系を用いた。下草刈りと倒木の除去を平成 13 年 2 月 9 日から 2 月 25 日まで実施した。刈り取った下草等は用地外に持ち出せなかつた、分散して整理した。2 月 25 日から 3 月 7 日まで現地測量を行い、出力した測量図を現地で照合して補正し原図とした。

トータルステーションを使用する測量は平板測量にくらべると、精度の均質化や作業の効率化が図れる反面、測点の多寡により等高線の精度が大きく左右されることや測量結果がリアルタイムで確認しにくいことなどの欠点がある。このため、測点の設定にあたっては十分な数を確保するよう特に注意した。現地作業は文化財センターの中山、小郷、安川が担当した。

1 号煙硝蔵跡（第 2 図）

現存する煙硝蔵のうち最大のもので、南西斜面に単独で位置する。津山市一方字大鳴 744-5 他に属する。長さ 40 m、幅 25.5 m の隅丸長方形の盛土部をもち、盛土主軸は斜面に平行する。内部には主軸方向に延びる細長い石室がある。盛土部は斜面上方を掘削して築成したと考えられ、山側には幅約 1 m の溝が盛土部を弓状に囲むように位置する。現存する溝の全長は 70 m に達する。盛土部の高さは 8 m、頂部は長さ 22 m、幅 5 m の平坦面をなす。斜面は急峻で、北西と南の石室開口部上面は特に切り立った崖状を呈する。開口部前面は平坦な前庭部をなし、両前庭部は通路状平坦面で繋がっている。これらの平坦面 7 存在により、北東から南西側にかけての盛土部は二段築成の状況を呈している。

石室は角礫凝灰岩（溶結凝灰岩）の割石を積み上げて構築したもので、長さ 19.5 m、幅 2.3 m で、その両端に通路が付属する。南側の通路は石室主軸方向に延びてあり、長さ 4.8 m、幅 1.3 m。北側は石室主軸に直交する。長さ 5.1 m、幅 1.2 m。石室と通路との境にはそれぞれ 2 本の闇石（しきみいし）が 0.6 m の間隔をおいて位置する。どの闇石にも扉の輪受けないしは枠材の固定用と思われるほぞ穴が両端に穿たれているので、石室は二重の木製扉によって閉鎖する構造であったと考えられる。通路部の側壁には粘土や漆喰の痕跡が認められるほか、通路部床面は敲打で固めている。

石室天井部は巨大な割石を用いている。現在、石室内部には 5 本の花崗岩製角柱が不規則に立っている。この角柱の上端には同様の石材による短い梁を天井石との間に咬ませているが、この箇所の天井石はいずれも破壊している。このことから、これらの支柱は本来は存在せず、何らかの原因により破損した天井石を支持するための補修であったことが伺える。

1 号蔵の南東側は平坦面が広がり、長さ 11 m、幅約 2 m の石室の残骸とみられる遺構が存在する。これが爆発記事にある煙硝蔵か、古墳であるのかは現状では不明である。

2号煙硝蔵跡（第3図）

1号蔵から谷を隔てて、140m西の丘陵に2基の煙硝蔵が南北に隣接して存在する。このうち北側のものを2号煙硝蔵と呼ぶ。津山市平福字小丸山下283-4他に属する。

長さ22m、幅16m、高さ3.5mの隅丸長方形の盛土部をもち、南東に開口した石室が中央に存在する。山側にあたる、盛土部北西裾を幅1mの溝が巡る。溝の南西側延長部は、盛土部から離れて南に延びる。盛土部の北東裾は扉の開墾により削平を受けている。北側には溝を隔てて直径6mの小円墳が存在するが、これも造成により半壊している。

石室は1号蔵同様、角礫凝灰岩の割石で構築しているが、石材採取時の矢痕はほとんど認められない。開口部付近の一部の天井石に認められる程度である。石室は片袖で、古墳時代の横穴式石室と変わらぬ形状をもつ。これらのことから2号蔵については古墳を再加工して利用した可能性も考えられる。石室全長11.8m、幅1.9mで、2本の闇石によって石室と通路部に区切っている。扉の構造は1号蔵と同様の構造であったと思われる。通路部側面には粘土や漆喰の痕跡を残す。

石室前面は6m×8m程の広がりをもつ前庭部をなし、そこから盛土裾に沿って通路状平坦面が延びている。

3号煙硝蔵跡（第3図）

2号蔵の南に隣接する。丘陵上部を大きく掘りくぼめて、幅1.2~2mの壙を巡らせた、長さ31m、幅17mの盛土部をもつ。南に開口した長さ15m、幅2.1mの石室が存在する。2号蔵よりも大型である。西側には、かなり盛土が崩壊した箇所が存在する。この崩壊箇所に対応する石室側壁部分は、他の箇所に比べてやや小ぶりの石材が使用され、石積みも乱雑になっているので、修復痕と考えられる。石室は片袖であるが細長く、一見して横穴式石室とは異なることが判る。開口部には多量の土砂が堆積しており、床面の状況は不明であるが、他の蔵と同様の闇石が存在するものと推測される。開口部付近の側壁には粘土や漆喰が観察される。開口部前面には5m×1.0mの広さの前庭部があり、平坦面は盛土部東側に続く。

4.まとめ

測量調査によって判明した事実のうち、ここでは周辺に所在する古墳との関係について触れることとする。煙硝蔵については軍事目的という性格上、古墳を偽装した、とか古墳を改造して造ったという意見がある（注4）。測量の結果、盛土の平面形は古墳の墳丘とはかなり相違することが明らかとなった。石室の構造や形態についても2号蔵を除いて横穴式石室とは大きく異なっている。特に1号蔵は規模や形態からみて古墳とはかけ離れた存在といえる。2号蔵の石室については横穴式石室を改造した可能性が否定できないが、この問題は石室の実測調査をまって検討すべきである。

（安川豊史）

注1 津山市2000『津山学ことはじめ－津山歴史散歩百話－』pp.158-160、津山市

注2 『国元日記』

注3 「えんしょう」というのは、硝酸カリウムおよび火薬を指し、通常「煙硝」あるいは「焰硝」の文字が用いられる。

注4 後者の意見には松岡三樹彦 1973『津山市史』第3巻、p.107がある。

第2部 資料紹介・研究ノート



豎穴住居址の分類と機能

中山俊紀

1 分類

弥生集落の発掘調査で発見される遺構の代表に、豎穴住居址がある。しかし、不思議なことに豎穴住居址そのものの分類は、ほとんどといってよいほど今までなされていない。機能的にとらえどころが少なく、分類しがたいという側面が強いからであろう。平面形態の違いに注意が払われたり、特異な主柱配置に関心がよせられたりもするが、まとまって評価されることは少ない。機能については、特別大きなものや特殊な形態のもの、あるいは特別な遺物が発見された場合などに、それは首長の家、作業場、集会所、母屋などといわれる場合もあるが、必ずしも住居址全体のなかに位置づけられ、評価されているわけではない。したがって、それぞれの機能に基き豎穴住居址を分類し説明する、ということは、現状ではなはだ困難である。ここでは基本にかえり、まず形態を分類し、それぞれの違いが何に由来するのかを探ってみよう。

客観的な分類指標としては、平面形態、主柱本数、および規模の3要素があげられる。試みにそれらに基づき豎穴住居址を分類してみよう。基礎データは、津山市教育委員会が発行した調査報告書を中心におき出した、異なるタイプの住居址41例である。それらを類別すると、大まかには以下の13形態(図1)に分けることができる。

- 1 方形 2本柱住居(天神原遺跡17号住居址)
- 2 長方形 2本柱住居(西吉田北遺跡14号住居址・古墳時代?)
- 3 圓丸方形 2本柱住居(沼遺跡G住居址、天神原遺跡11号住居址、緑山遺跡1号住居址)
- 4 円形 2本柱住居(天神原遺跡14号住居址、西吉田北遺跡4号住居址)
- 5 長楕円形 2本柱住居(稲荷遺跡B-c 27号住居址)
- 6 方形 4本柱住居(西吉田遺跡9号住居址、別所谷遺跡6号住居址、西吉田北遺跡12号住居址)
- 7 圓丸方形 4本柱住居址(ビシャコ谷遺跡6号住居址、一貫西遺跡5号住居址、大畠遺跡1号住居址、大畠遺跡2号住居址、東蔵坊遺跡3号住居址、大開遺跡3号住居址)
- 8 円形 4本柱住居(別所谷遺跡8号住居址、稲荷遺跡B-c 23号住居址、小中古墳群7号住居址)
- 9 圓丸方形 5本柱住居(西吉田北5号住居址、深田河内遺跡2号住居址、西吉田北遺跡11号住居址)
- 10 円形 5本柱住居(ビシャコ谷遺跡7号住居址、西吉田遺跡7号住居址、大開遺跡1号住居址)
- 11 円形 6本柱住居(別所谷遺跡7号住居址、大成遺跡1号住居址、金井別所遺跡1号住居址、稲荷遺跡C-b 2号住居址)
- 12 円形 7本柱住居(西吉田北遺跡8号住居址、別所谷遺跡3号住居址)
- 13 円形多柱(8本以上)住居(一貫西遺跡4号住居址、荒神峯遺跡1号住居址、大畠遺跡9号住居址、小原B遺跡1号住居址、小中遺跡4-27号住居址、天神原遺跡23号住居址、荒神峯遺跡6号住居址、小中遺跡1-33号住居址)

こういう類別が可能としてそれぞれの床面積を比較すると、当然というか、床面積と主柱本数の間に相関がみられる。そこで主柱本数を基準に床面積の平均をとると、2本柱住居は11m²、4本柱は15m²、5本柱は27m²、6本柱は38m²、7本柱は37m²、多柱構造住居は69m²という数字が得られる。この数字は基礎データが限定され、すべての住居に必ずしもあてはまるとはいえないが、主柱本数と住

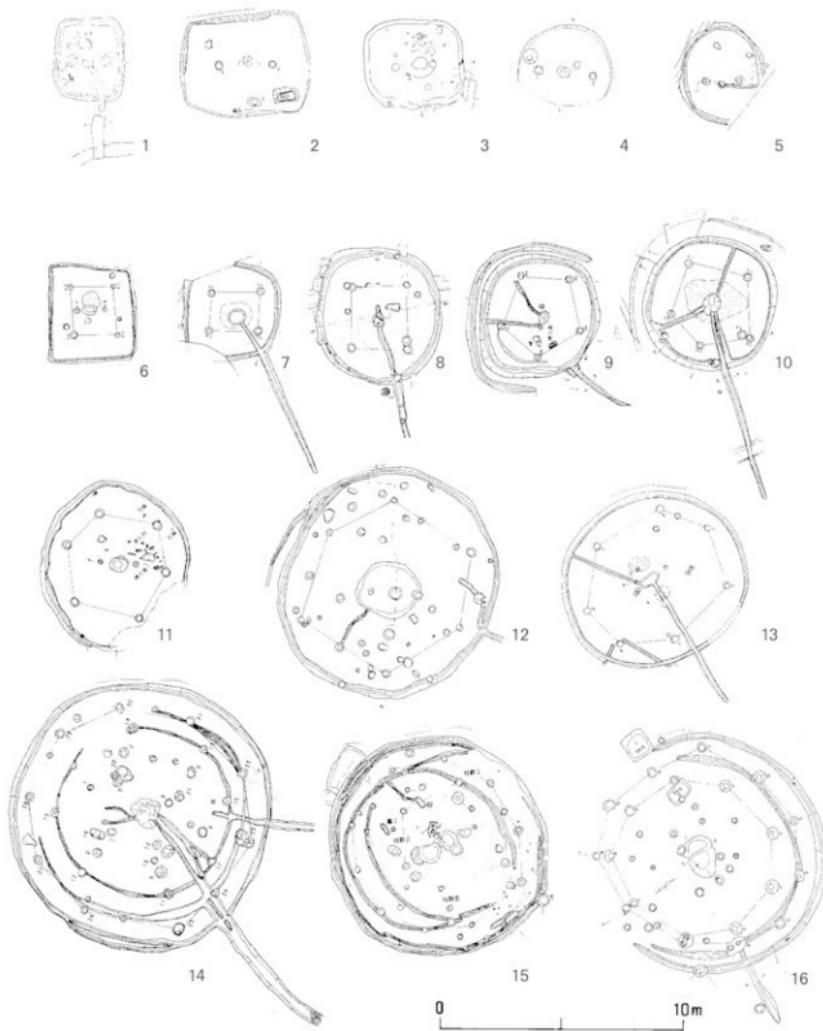


図1 穫穴住居址の平面形と主柱本数の比較（縮尺200分の1）

1方形2本柱（天神原遺跡）、2長方形2本柱（西吉田北遺跡）、3圓丸方形2本柱（沼遺跡）、4円形2本柱（西吉田北遺跡）、5長椭円形2本柱（稻荷遺跡）、6方形4本柱（西吉田遺跡）、7隅丸方形4本柱（ビシャコ谷遺跡）、8円形4本柱（稻荷遺跡）、9隅丸方形5本柱（深田河内遺跡）、10円形5本柱（ビシャコ谷遺跡）、11円形6本柱（金井別所遺跡）、12円形6本柱（稻荷遺跡）、13円形7本柱（西吉田北遺跡）、14円形多柱（天神原遺跡）、15円形多柱（小原B遺跡）、16円形多柱（荒神崎遺跡）



図2 崩レ塚遺跡A地区(縮尺1/600)
SH3: C類、SH2: A I類、SH1: 長方形堅穴住居状遺構

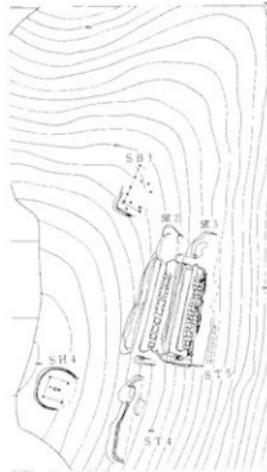


図3 崩レ塚遺跡B地区(縮尺1/600)
SH4: A I類、SB 1: 捜立柱建物IV



図4 別所谷遺跡(縮尺1/600)
B類住居: SH 3、7、A類住居: SH1、2、6、8、長方形堅穴住居状遺構: SH 9、掘立柱建物VI: SH 2、3

期の遺跡に分け、集落ごとに住居の相互関係を探ってみたい。

(1) 中期集落

中期の場合、竪穴住居の相互関係をみると、住居以外の建築物と住居の関係もまた重要とみられるので、まず主な建築物一般の構成がどのようにになっているのかを、あらかじめみておこう。表2は、すでに調査された中期集落の建物構成一覧表である。

この表には、分類上不確実なものも含まれるが、総数86遺構の構成比率をみると、竪穴住居址53に対し長方形竪穴住居状遺構15、掘立柱建物18で、それぞれ62%、17%、21%という数字が得られる。竪穴住居址に比べ、長方形竪穴住居状遺構や掘立柱建物は少なく、また、遺跡による発見変異も大きいという特徴がある。それらは竪穴住居址と比べ残りにくく、また発見されにくいという特性があるためとも考えられるが、今後調査が進んでも、それらの構成比は、竪穴住居数を大きく上まわるという可能性は小さく思われる。そこで、この構成比を、当時の一般的なありかたと、暫定的に想定することとしよう。

崩レ塚遺跡(図2、3)中期中葉の継続期間が限定された遺跡で、弥生集落はA、B二地区で調査されている。A地区では、竪穴住居址C類1棟、A類1棟、長方形竪穴住居状遺構B I 1棟、性格不明の段状遺構、B地区では、竪穴住居址A類1棟と掘立柱建物1棟、段状遺構1が発見されている。このA・B両地区はそれぞれ独立しているので別個の遺構群とみてよいが、このB地区の掘立柱建物はVI類の特徴をもち、長方形竪穴住居状遺構と同種とみられ(前号)またA地区は本来A類住居1棟のみで成り立っていたとは考えにくいので、BないしC類住居の存在を補って考える必要がある。ということになれば、崩レ塚遺跡はA・B両地区とも、竪穴住居址A類、B・C類プラス長方形竪穴住居状遺構で成り立つ同一構成の住居群とみることができる。

別所谷遺跡(図4)別所谷遺跡は、群分けの可能性もあり、やや複雑な構成をとる中期後葉の遺跡である。そこでは、建替え痕跡を残すものと残さないB類住居計2棟と、A類住居5棟の総計7棟の竪穴住居址が発見されている。それに、長方形竪穴住居状遺構B I類が1棟、同種とみられる建物VIが2棟および掘立柱建物Iが5棟、IIが1棟、IIIが1棟ある。多様な遺構が出揃っているところから、住居址も本来存在したもの多くが発見されているとみてよく、B類住居2棟に対しA類住居5ないし6棟をやや上回る構成比率で住居群が存在したとみることができる。遺構構成は、竪穴住居址7棟(重複それを1棟とみれば14、以下同じ)長方形竪穴住居状遺構3棟、掘立柱建物7棟ということになり、構成比率は、41%(58%)、18%(13%)、41%(29%)である。B類対A類住居比は2:5で、うちB類の3号住居のみたびたび建替えを繰り返している。

(2) 後期集落

序列的組み合わせ

後期の集落遺跡は長期継続形が多く、各時期の遺構が重なって評価が複雑なので、そのなかでも存続時期が比較的限定された、後期前葉の小原遺跡と大畠遺跡をまずみてみよう。

小原遺跡(図5)住居址は大きく2箇所に離れて存在したが、そのうち遺構が集中するB地区には竪穴住居址B類3棟、A II類1棟、A I類7棟があって、掘立柱建物はI類が1棟、II類が2棟近接して残されていた。建替えの痕跡を多数残す住居址も含まれることから、継続居住されたとみられ、各住居は4ブロックにまとまる傾向がある。仮にA、B、C、Dブロックとそれぞれ名づける。

そうすると、AブロックにはB類住居が2棟、A I類住居が1棟、BブロックにはB類住居が1棟、

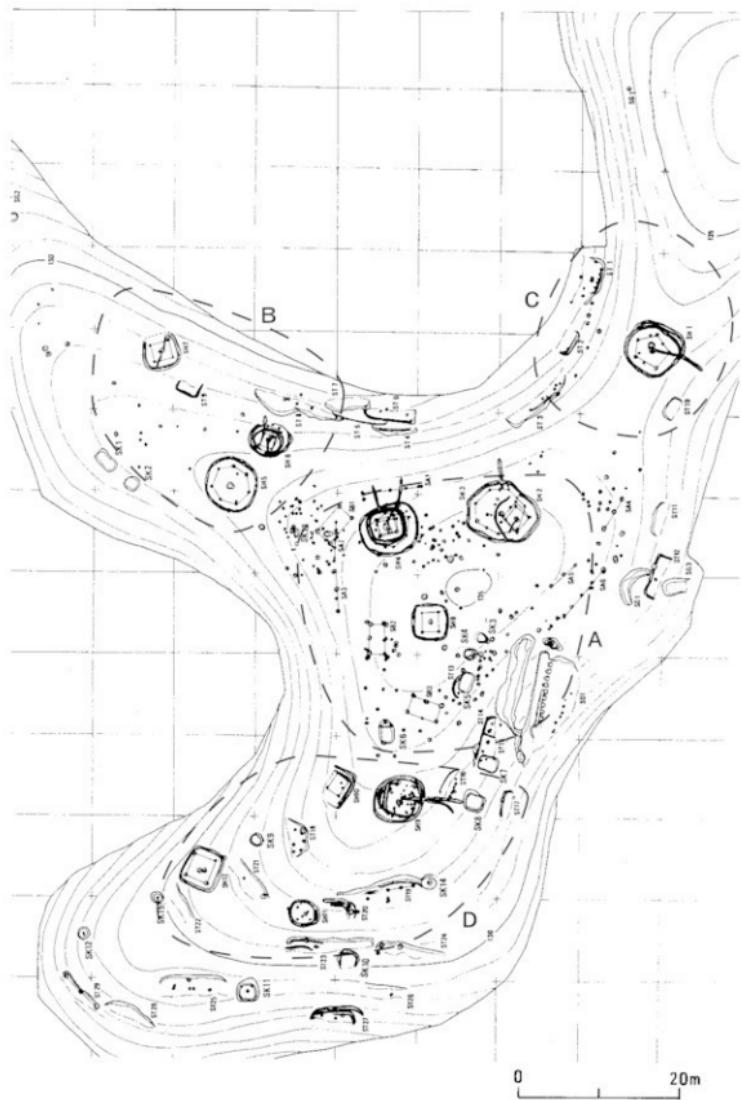


図5 小原遺跡(縮尺1/600)

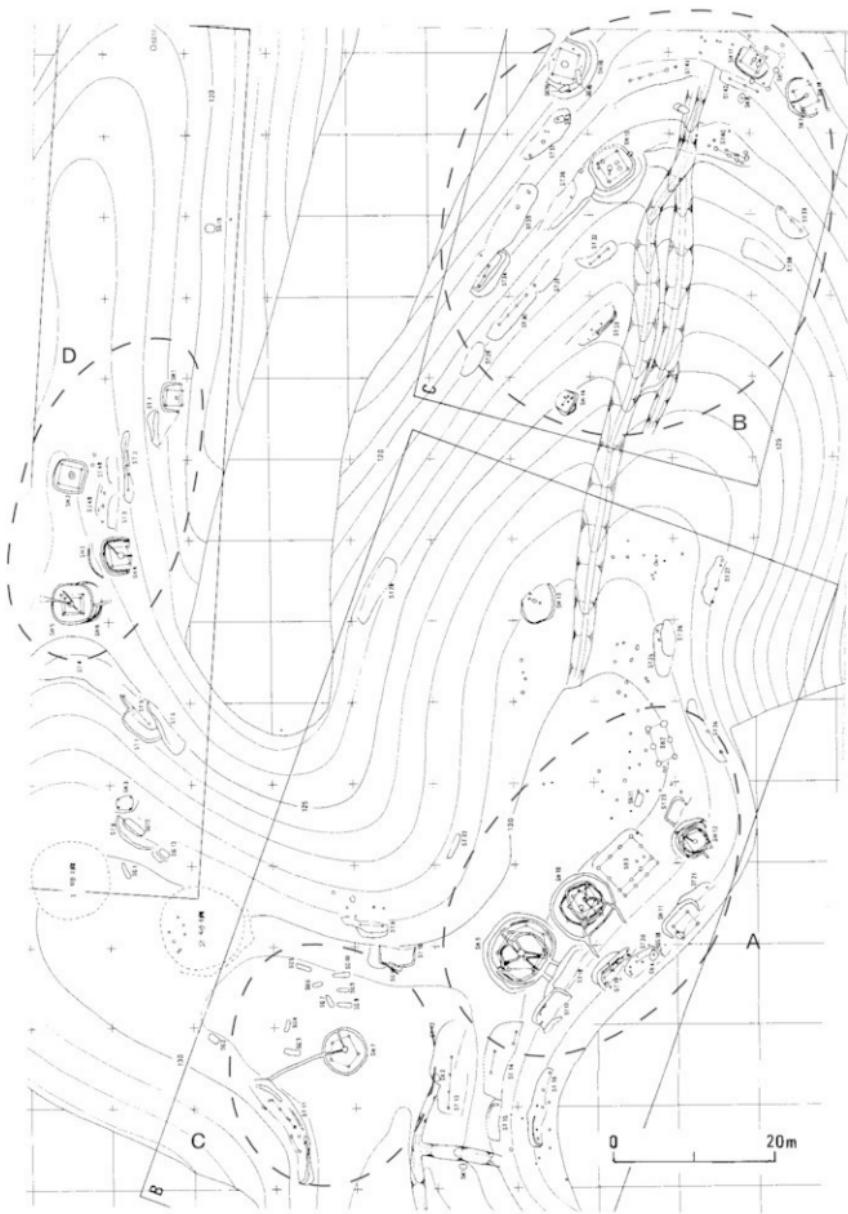


图6 大烟遗址 (缩尺 1/600)

A I類住居が2棟、CブロックはA II類住居が1棟のみ、DブロックはA I類住居3棟のみという構成となる。高床倉庫とみられる掘立柱建物3棟は、いずれもAブロックを囲むように存在する。

大畠遺跡(図6)住居の近接関係から小原遺跡と同様の群分けをすると、おおむね4ブロックに分かれる。それぞれA、B、C、Dとすると、AブロックはB・C類住居各1棟、A I類住居1棟、倉庫と考えられる建物跡1棟、BブロックはA I類住居3棟、高床倉庫1棟、CブロックはA II類住居1棟、DブロックはA I類住居4棟で構成されるということになる。以上をまとめると、以下のようになる。

小原遺跡

Aブロック 「1 A I—2 B類住居+3倉庫」

Bブロック 「2 A I—1 B類住居」

Cブロック 「1 A II類住居」

Dブロック 「3 A I類住居」

大畠遺跡

Aブロック 「1 A I—1 B・1 C類住居+1倉庫」

Bブロック 「3 A I類住居+1倉庫」

Cブロック 「1 A II類住居」

Dブロック 「4 A I類住居」

そもそも近接して存在する住居はおおむね1棟の軌跡とみなせるので、両者の全体構成を比較すると極めてよく似ていることが分かる。また、Aブロックの住居に建替傾向が強く倉庫が近接するなど、住居群の構成パターンを推測する上で非常に興味深い。やや異なるのは、小原遺跡のBブロックにB類住居が存在し、大畠遺跡のBブロックに倉庫が含まれる点であるが、ともにA II類住居が独立して存在するなど両者はほとんど同じ住居群構成をとり、B・C類住居+A II類住居1棟+A I類住居複数棟という基本パターンで構成されていたとみることができる。

並列組み合わせ

それらと対照的な構成をとる、ほぼ同時期の遺跡に荒神峯遺跡がある。

荒神峯遺跡(図7)中・後期にわたる集落遺跡で、遺構の所属時期が多様な上に、正確な所属時期不明なものが多い。そのため、住居の共存関係を推定することははなはだ困難であるが、後期前葉の住居だけは関係が比較的明らかで、そのC類住居3棟すなわち1号住居址、6号住居址、12号住居址は等間隔に併存していたらしい。12号住居址と6号住居址の間隔は約70m、6号住居址と1号住居址との間隔は約60mで、それぞれ住居占地最適部分にあたかも全体計画に沿ったようにきれいに並んでいる。それぞれのC類住居にA類住居が付随した可能性はあるが、C類住居の分散分布の状態は明らかに小原遺跡や大畠遺跡のありかたとは異なっている。ただし、こういった住居群構成が考えられるのは荒神峯遺跡のみで、実際そういう例があるのかどうかは今後の検討にかかっている。

このように中期中葉の崩レ塚遺跡、後葉の別所谷遺跡、後期前葉の小原遺跡、大畠遺跡、荒神峯遺跡と竪穴住居の類別に基づき時代順に住居群の構成を検討していくと、荒神峯遺跡のようなありかたが実際にあったとしても、住居の群構成をみる場合はわずかに二つのパターンに収斂されるという結果が得られる。すなわち、崩レ塚遺跡、別所谷遺跡、小原遺跡、大畠遺跡でみたように、BないしはC類を中心にしてA類数棟で構成されていたとみられる序列型ともいいくべきものと、あったとすれば荒神峯遺跡

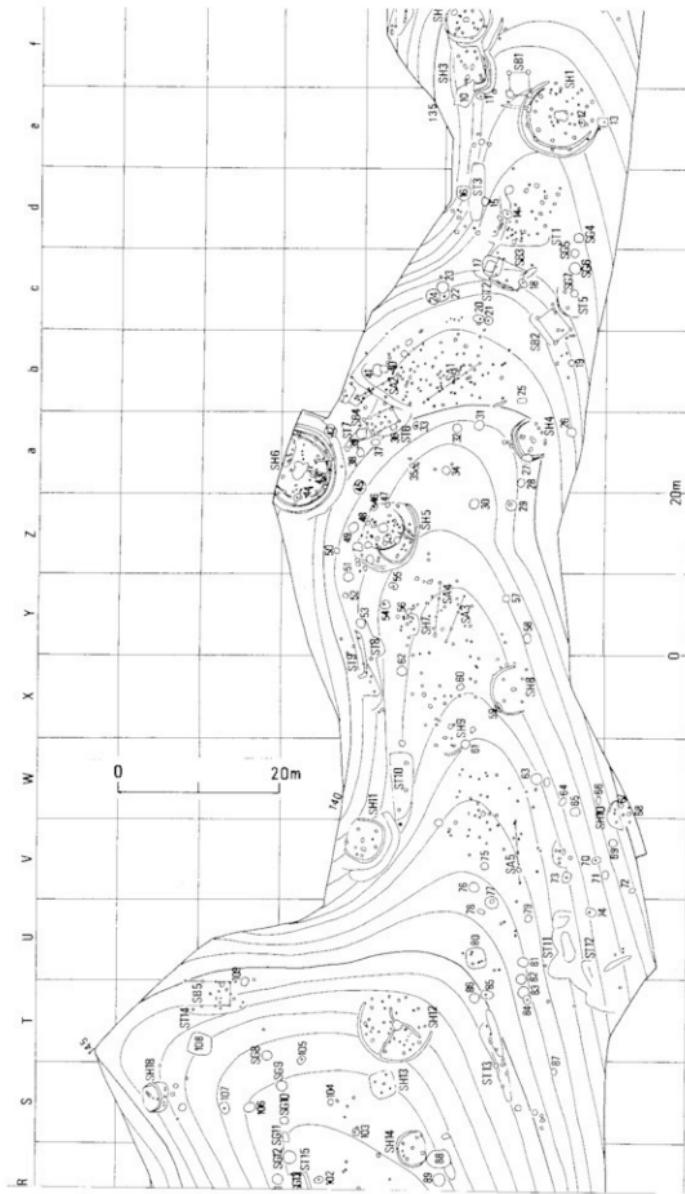


図7 荒神峯遺跡（縮尺1/600）

の後期前葉住居址群のように、C類住居が並び建つが如き並立型ともいべきものの二つである。しかも、荒神峯遺跡はその推移からみて、その後序列型の住居群構成に変化するようであり、一貫して存在するのは序列型の住居群構成のみとみられる。

ところで、以上の遺跡では、主として共時的関係が押さえられたが、通時的にはどうだろう。大田十二社遺跡（図8）は、後期初頭から終末まで継続して居住されていた遺跡で、そこで発見された15棟の竪穴住居址は、近接関係からおおむね4群に分かれた。それら住居には建替え痕跡を残すも

遺跡 種別	整穴住居址				長方形整穴住居址遺構 A、B I、B II、建物VI	獨立建物 建物I、II、IV、V	備考
	C類	B類	AB類	A I類			
崩レ塗造跡 A地区	● $S \times 1$			□ $S \times 1$	○ \square $\times 1$		
崩レ塗造跡 B地区	?	?		□ $S \times 1$	□ \square $\times 1$		
SII所谷遺跡		○ $S \times 1$ $W \times 1$		□ $S \times 5$	○ \square $\times 1$ \square $\times 2$	■ \square $\times 5$ ■ \square $\times 1$	
小原遺跡		○ $S \times 1$ $W \times 1$	○ $S \times 1$	□ $S \times 5$ $W \times 2$		■ \square $\times 1$ ■ \square $\times 2$	
大坪遺跡	● $W \times 1$	○ $W \times 1$	○ $S \times 1$	□ $S \times 10$ $W \times 1$		■ \square $\times 2$	

表3 集落遺跡の遺構構成

凡例



のが多く、それを1棟と数えていくと、おおむね40棟前後の住居が存在していたということになる。そのそれぞれを4ブロック4時期に区分し、住居類別に分ければ右頁表のようになる。

この表だけでは分かりにくいので、時期別の住居群構成を記号化して表示すると、つぎのように表せる（wとは建替えの存在する住居、sとは建替え痕跡がみられない住居）。

- | | |
|----|----------------------|
| 1期 | A I w—A I s |
| 2期 | B・C—A II—A I w—A I s |
| 3期 | B・C—A II—A I w—A I s |
| 4期 | B・C—A II—A I w |

1期にB・C類住居は欠けるが、それは本来なかったのか発見できなかつたのかはっきりしない。しかし、こう整理してみれば、大田十二社遺跡も他の遺跡同様、序列的な構成をもって継続推移した集落とみることができる。

住居類型	B・C類	AII類	AI重複	AI単純
1期			19(15)号、4-4-4-4H、(C)	9号、4、(D)
2期	12号、6-6 (A) 14号、2-4-4-4-(5)、(B)		8号、4-4H (D) 10号、4、(C)	3号、4、(D)
3期		13号、4-(5)-5、(D)		18号、4、(B)
	16号、6 (D)		6号、4-4、(A)	
4期	1号、4-4-4-4-7 (C) 4号、(7-8)×X (A) 5号、5 (A)		2号、4-4、(B)	
変遷 棟数	A-D-C-A 4	B-D-A 3	C-D-A-B 3	D-D-C-B 4

表4 大田十二社遺跡の住居群構成

* 住居の後の数字は主柱本数の推移を、Hは住居中心が移動していることを示す。また、()内は所属ブロックを表す。

そうすると、弥生時代の集落遺跡は、序列構造をもつ住居群が基本となる統一体であったという結論になる。荒神峯遺跡のような並立的な住居群構成が実際存在したとすれば、それは序列的な住居群構成に対し、個別住居が自立化した結果と推測できる。

4 機能推定

そこで遺構群の性格を判断するために焦点となってくるのは、住居類型として区別されるものの実体が何かということになる。それぞれの特性を整理してみよう。

A類

- ・一貫して全住居の8割を占めることから、一般的な住居とみてまず間違いない。個別的にみれば、特殊化したもの、また別用途に転用されたものも含まれようが、それはこの場合例外的存在とみてよい。ただしA II類の住居にはやや異なる要素をもつものが含まれる可能性のあることが、小原遺跡や大畠遺跡で垣間みえたので、この差異については、今後資料の増加をまって再検討する必要があろう。

B・C類

- ・C類住居については巨大なものが含まれ、特殊な用途が考えられたりするが、すでにみてきたように、小住居群の構成要素としてB類またはC類のどちらかが存在するという場合が多く、両者は機能的に同じである可能性が高い。B・C類住居とA類住居の構成比は、中・後期とも1対4と安定しているので、それが弥生時代の住居群構成の基本的なあり方を示しているとみてもよい。現実の住居群は、必ずしもこの構成で營まれていたとは限らないが、その関係からみれば、B・C類住居は住居群の中心的家屋ということになる。復元される住居外観も、A類住居とはそうとう異なる印象を与える。

- ・倉庫とみられる建物が隣接したり、度重なる建替えの痕跡を残すものが多い。
- ・石製あるいは鉄製工具などが発見される頻度が高く（註1）、手工業的生産が活発におこなわれた形跡を残しているものが多い。その点で、大型の竪穴を工房とする意見も根強いが、石器製作や織布などにみられるように、弥生時代には居住の場と手工業生産の場が一般に未分化で、活発な生産活動がその空間でおこなわれたとしても、そのことをもって工

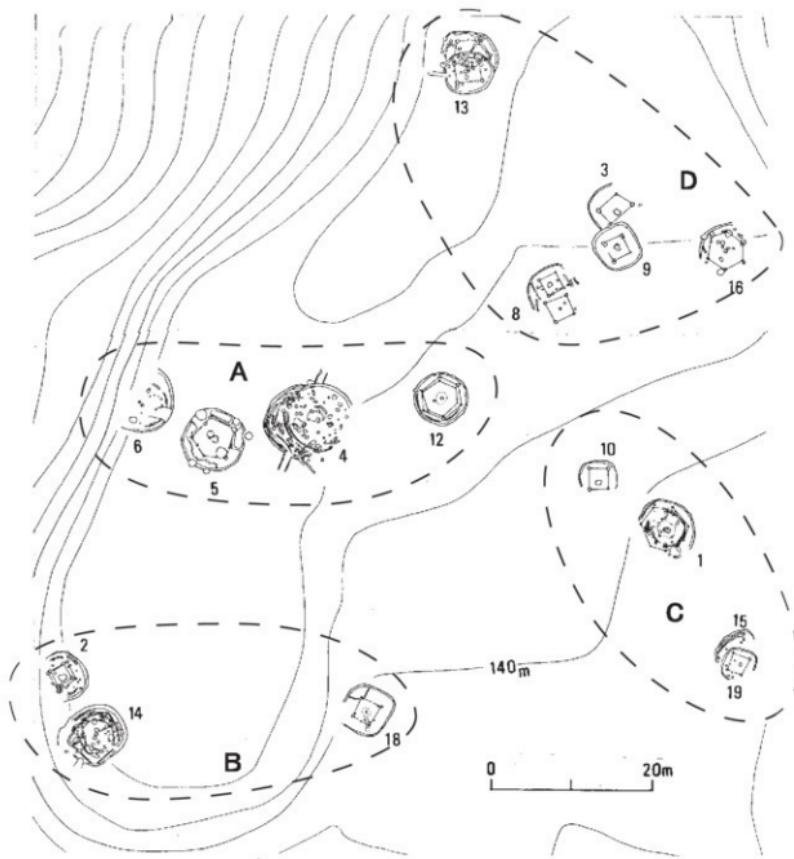


図8 大田十二社遺跡（縮尺1/600）

房とするのはあたらぬ。

- ・荒神嶽遺跡では、特殊な地位を象徴する遺品とみられる銅鏡の破片がC類住居から発見されている。住居群を代表する人物が、もっぱら占拠する場であった可能性が強い。

ところで、このように捉えられた小住居群の実際の居住員数を推定するとすれば、各竪穴あて4~5人が想定され、統計上（もちろん遺跡にあらわれた累積的な結果上の数字であるが）は5棟が一単位となるので、全体は4~25人程度と割り出せる。この数字は、根拠薄弱とはいえ、あたらずとも遠からずといえる。そうすれば、小住居群であらわせる集団はせいぜい25人ほどで、B・C類住居はその集団の長の生活空間にあてられる可能性がもっとも高い。ひたたくいえば、小住居群は大家族の生活空間をあらわし、B・C類住居は、家長の居住空間ということになる。

以上のような仮説は一応成り立ちうるが、この分類で重要なことは、当時の人々がどのように住居を類別していたかということである。形態から推定した A I、A II、B、C 類の住居分類が、それとどこまで折り合えるかという点については、今後に残された大きな課題といえよう。とはいっても、一点確實なことは、条件が整えば住居群の構成かくあるべし、という理念が、当時の人々の共通認識としてあつたにちがいないということである。それがあるからこそ、住居群の組み合わせに一つの型がみいだせたのだろう。今後、住居群の分析で問題としなければならないのは、その型であると思う。

註

- 1 津山市内の弥生住居址で、鉄製工具類が発見されているものが 16 棟ある。住居類型別では A 類 7 棟、B 類 3 棟、C 類 6 棟である。A : B : C 類の比率は 7 : 9 ということであるが、A : B : C 類住居の比率は 4 : 1 なので、鉄器出土の住居址は圧倒的に A・B 類住居に多いといえる。また、A 類住居の場合も、平均床面積をとると 28 m^2 という数字が得られ、床面積の広いものに偏る傾向がみられる。

図、表出典

「天神原遺跡」	岡山県埋蔵文化財発掘調査報告第7集	岡山県教育委員会	1975
近藤義郎・渋谷泰彦編「津山弥生住居址群の研究」津山郷土博物館考古学研究報告第2冊	津山市・津山郷土館	1957	
「綠山遺跡」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第19集	津山市教育委員会	1986
「小原B・稻荷遺跡」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第35集	津山市教育委員会	1990
「西吉田遺跡」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第17集	津山市教育委員会	1991
「別所谷遺跡」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第49集	津山市教育委員会	1994
「東蔵坊遺跡B地区発掘調査報告書」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第9集	津山市教育委員会	1981
「大間遺跡」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第51集	津山市教育委員会	1994
「二宮大成遺跡」	岡山県埋蔵文化財発掘調査報告第6集	岡山県教育委員会	1973
「金井別所遺跡」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第25集	津山市教育委員会	1988
「荒神遺跡」『稼山遺跡群Ⅰ』	久米開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査委員会		1979
「小中古墳群」	岡山県埋蔵文化財発掘調査報告第7集	岡山県教育委員会	1975
「小中遺跡」	岡山県埋蔵文化財発掘調査報告第7集	岡山県教育委員会	1975
「沿E遺跡Ⅱ」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第9集	津山市教育委員会	1981
「沿E遺跡」	岡山県埋蔵文化財報告9	岡山県教育委員会	1979
「崩レ塚遺跡」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第28集	津山市教育委員会	1989
「西吉田遺跡」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第17集	津山市教育委員会	1991
「深田河内遺跡」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第26集	津山市教育委員会	1988
「別所谷遺跡」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第49集	津山市教育委員会	1994
「ビシャコ谷遺跡」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第16集	津山市教育委員会	1984
「一貫西遺跡」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第33集	津山市教育委員会	1990
「押入西遺跡」	岡山県埋蔵文化財発掘調査報告第3集	岡山県教育委員会	1973
「押入西遺跡」	岡山県史第18巻 考古資料	岡山県	1986
「大畑遺跡」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第47集	津山市教育委員会	1993
「小原遺跡」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第38集	津山市教育委員会	1991
「西吉田北遺跡」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第58集	津山市教育委員会	1997
「荒神裕遺跡」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第64集	津山市教育委員会	1999
「一貫東遺跡」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第43集	津山市教育委員会	1992
「大田十二社遺跡」	津山市埋蔵文化財発掘調査報告第10集	津山市教育委員会	1981

岡田遺跡出土遺物について

豊島雪絵

1. 遺跡の立地と調査の経過

岡田遺跡は津山市河辺に所在し、加茂川左岸の舌状にのびる丘陵の最高所からやや東に下ったところに位置する。周辺には弥生時代後期の環濠集落である天神原遺跡や、古墳時代中期の帆立貝式古墳である井口車塚古墳があり、既に消滅した古墳なども含めると多数の古墳が存在する（第1図）。岡田遺跡の存在する丘陵上には、これまで2基の円墳が確認されており、この地が加茂川を眼下に見下ろす好立地であったことがうかがえる。

遺跡の発見は今から約50年前にさかのぼる。発掘調査の契機となる市道周辺の畠地において多数の土器片が採集されたことにより、この地に遺跡の存在が確認された。

発掘調査は、市道改良工事に伴い、1972年1月7日から同3月31日まで津山市教育委員会によって行われた。調査面積は約100m²である（注1）。調査の対象地は、以前から竪穴住居跡の埋土が丸い形で地表面に露呈しており、それが土俵のように見えることから、地元の人によって「すもう場」と呼ばれていた。遺跡の主な内容としては、弥生時代の竪穴住居・貯蔵穴・集石墓などであるが、詳細は不明である。そのため今回は、出土遺物の内容を明らかにする事を主な目的とし、整理を行う段階でラベルなどから出土地の判明したものについてのみ報告する。

2. 出土遺物

最も遺物が多く出土したのはD地区とつけられた地点であり、ラベルから判断すれば、貯蔵穴は10個程度存在していたことが推測される。それぞれの貯蔵穴からは多数の弥生時代後期の土器が出土しているが、中でも出土数の多いのは貯蔵穴9及び2である。特に貯蔵穴9は、深さ2m近くある袋状のもので、穴の底には完形の土器が並べられていた。以下、出土遺物について順に述べる。

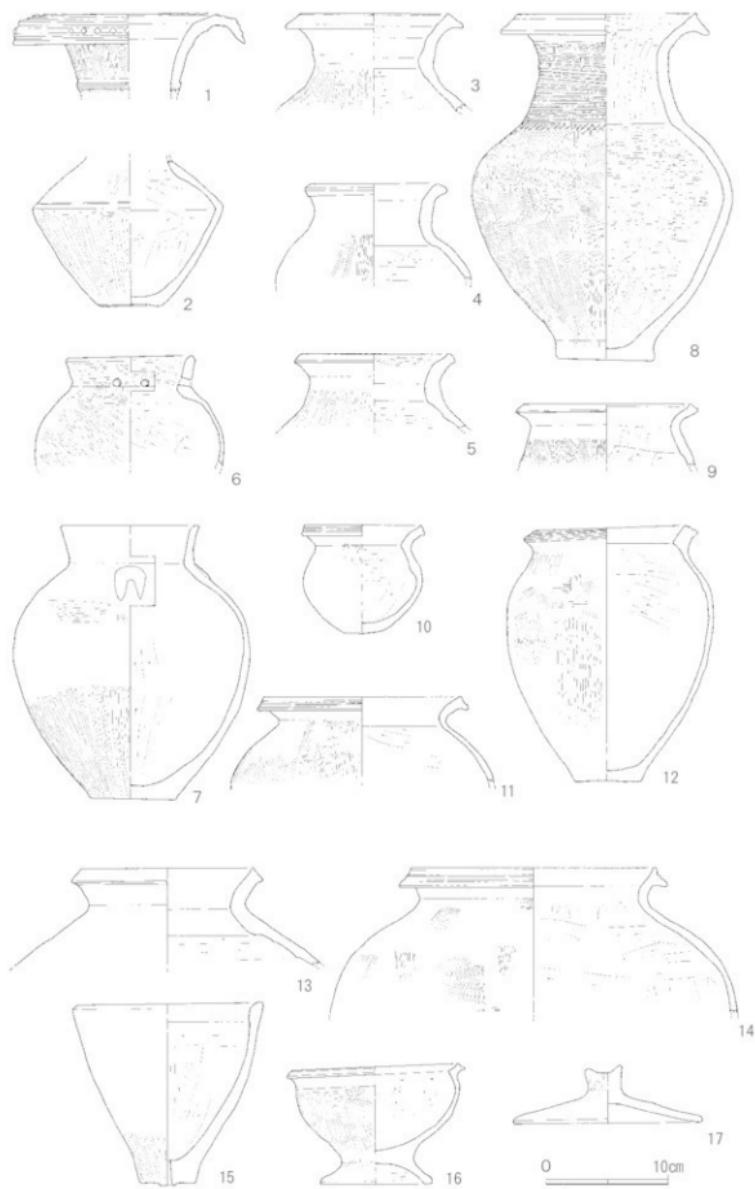
貯蔵穴9出土土器（第2・3図）

1～8は壺である。1は垂下した口縁部に円形浮文を施し、頸部に凸帯をつける。2は口縁部を欠くが、直口壺と考えられる。3～5は広口壺である。口縁端部を斜め下方に拡張するもの（3）と、わずかに肥厚させる程度のもの（4・5）がある。6、7は直口壺である。7は屈曲部付近に浮文がみられる。8は長頸壺である。頸部は若干内傾気味で、器高中央部に胴部の最大幅が位置している。底部はややすぼまっている。外面はハケの後平行沈線文が施され、その直下には刺突文が巡る。内部は丁寧なヘラミガキがなされている。甕は拡張した口縁部に凹線文を施すもので、内面のヘラ削りは頸部直下まで行っているものと（10・12）、頸部直下よりやや下方まで行っているもの（9・13・14）とがみられる。外面はタテハケが多い。15は鉢である。底部中央に穿孔されている。16は台付鉢である。口縁部をわずかに拡張させ、八の字状に短く開く脚が付く。高杯（18～22）は、椀状の杯部を持つものの目立つ。脚部は3方向ないし4方向に穿孔しているものが多く、杯部と脚部の接合方法は円盤充填の

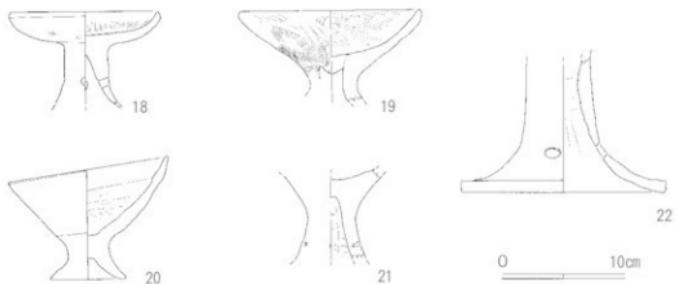


第1図 岡田遺跡位置図 (S = 1:25000)

1. 岡田遺跡 2. 天神原遺跡 3. 井口車塚古墳



第2図 貯蔵穴9出土遺物(1)(S=1:4)



第3図 貯蔵穴9出土遺物(2)(S=1:4)



第4図 貯蔵穴2出土遺物(S=1:4)

ものと、別づくりのものの両方がみられる。

貯蔵穴2出土土器（第4図）

23～26は壺である。23の頸部にはハケの後凹線文が施されている。24には鋸歯文状の線刻が一部認められる。25・26は広口壺で、いずれも外面へラミガキである。27～30は甕である。口縁部は斜め上下にやや拡張している。端部の沈線は明瞭ではなく、ナデのみのものもある。貯蔵穴2からはこれ以外にも器台や大型の壺か甕と思われる破片が出土している。

その他の貯蔵穴および竪穴住居出土遺物（第5図）

上記の他の貯蔵穴出土土器は、判明した限りではすべて合わせてもコンテナ1箱分程度である。また、竪穴住居は5～6軒程度検出されているが、それぞれポリ袋1袋分程度の土器が出土しているだけであり、小片が多い。

33の壺および34の甕、35の高杯脚部は貯蔵穴4からの出土である。38の石庖丁は粘板岩製である。貯蔵穴3から出土した。37の鼓形器台は、外面、内面とも丁寧にヘラミガキがなされており、丹塗りである。竪穴住居（C住居）から出土している。

B地区出土の土器（第6図）

出土した遺構は不明だが、いずれも同一地区で出土したものである。39～41はいずれも壺である。42～46の甕は、内面を頸部直下までヘラ削りがなされている。48～51は高杯脚部で、据部をやや拡張気味にするものや、1条の凹線を施すものがある。スカシ穴はいずれも円形である。

その他（第7図）

出土地不明のものであるが、完形に復元できるものが多いので、まとめて述べる。

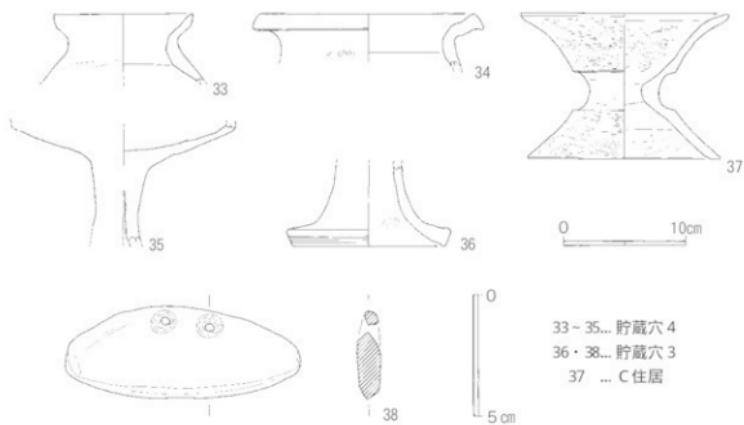
52～54は壺である。口縁部は52のように丸くあさめるだけのものとやや拡張したものがある。53・54は頸部から口縁部にかけてやや外反し、54の外面はハケの後、下半部のみにヘラミガキを施している。55～58は甕である。いずれも口縁部をやや拡張し、頸部のヘラ削りは直下までなされている。59～62は高杯である。59の杯部は、形状及び色調などから、60の脚部と同一個体と考えられる。浅い皿形で、大きく外反する口縁部をもつ。端部は丸くあせ、内面に1条の凹線を施す。脚部は緩やかなハの字状に開き、スカシ孔は3方向にみられる。64の器台は、拡張した口縁部と脚部下端にヘラ描の鋸歯文、筒部に平行沈線文を施すものである。

3. 岡田遺跡出土土器の年代について

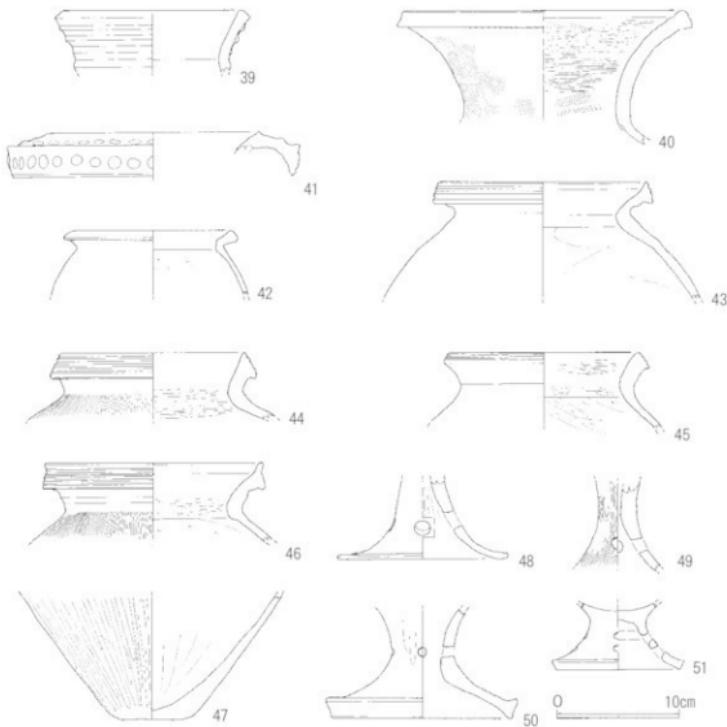
岡田遺跡出土の弥生土器について、その特徴を述べてきた。次に出土土器の年代について考える。

出土した土器は、一部中期に属するものもあるが、多くは弥生時代後期に属するものである。以下、土器の年代について考察する。

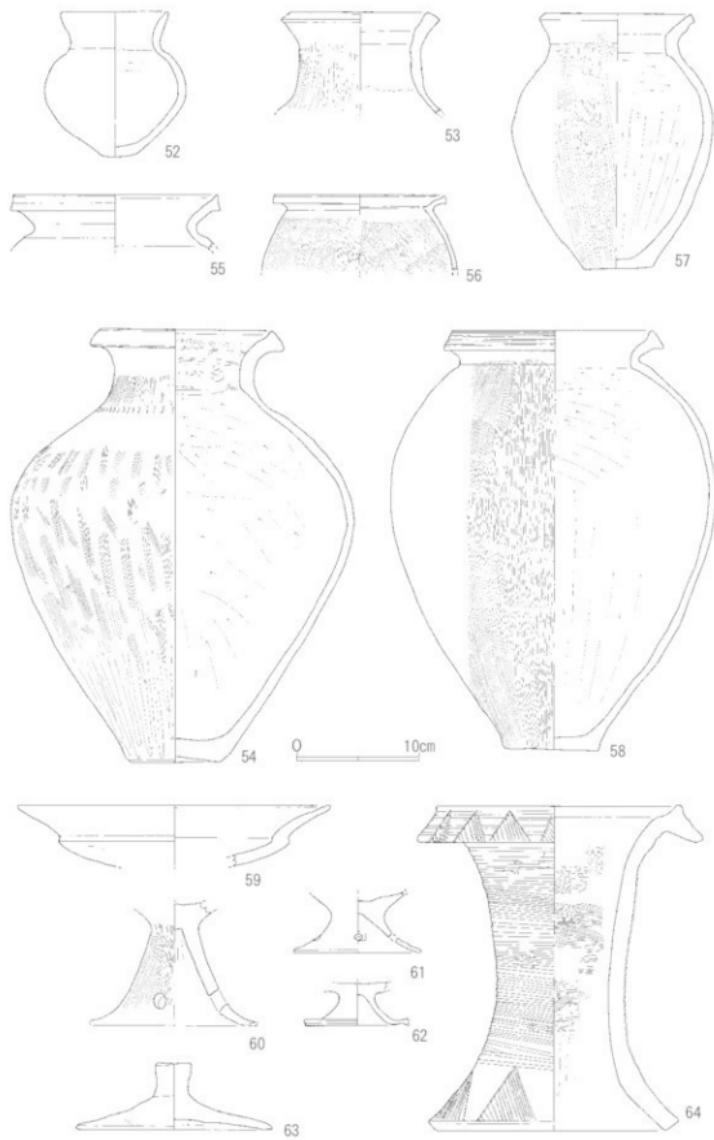
最も出土土器の多い貯蔵穴9は、壺や甕の口縁端部を斜め上下に拡張するものが多くみられる。拡張した面には凹線文を施すものもあるが、ナデのみのものが目立つ。これは他の貯蔵穴出土土器についても同様である。外面調整はヘラミガキのものもあるが、ハケ調整のみのものも一定量みられる。甕の内面へラ削りは、ほぼ頸部直下まで施されている。高杯の杯部と脚部の接合は円盤充填のものと別づくりのものが共存している。次に貯蔵穴2をみると。壺・甕の口縁部は斜め上下に拡張し、端部に凹線文やナデを施すものが多い。甕の内面へラ削りはいずれも頸部直下まで施されており、これらの特徴は貯蔵穴9と合致する。その他の貯蔵穴出土の土器については、出土量は多くないが、33～36、及び図化



第5図 その他の貯蔵穴及び竪穴住居出土遺物 (S = 1 : 4、38のみS = 1 : 2)



第6図 B地点出土遺物 (S = 1 : 4)



第7図 その他 ($S = 1 : 4$)

していない小片から推察すると、概ね先の2つの貯蔵穴と同時期と考えられる。

以上の特徴から、貯蔵穴9をはじめとする貯蔵穴群の土器は弥生時代後期前半に位置づけられる。これを岡山県南部の土器編年に対応させると、弥生土器の様式と編年「備前」のV-2様式に、上東・鬼川市編年では鬼川市II式にそれぞれ相当する（注2・3）。これら出土土器の年代から、岡田遺跡で検出した貯蔵穴の時期はほぼ弥生時代後期前半の範囲におさまるものと考えられる。

次に竪穴住居出土の土器をみていく。竪穴住居は、判明した限りでは少なくとも5棟は存在していたと考えられる。C住居出土の鼓形器台（37）及び二重口縁の甕片などから判断すれば、これらの土器は上東・鬼川市III式期、弥生時代後期の中でも後半に位置づけられる。竪穴住居出土の土器のうち、最も残りが良い鼓形器台について検討する。藤田憲司は、鼓形器台の時期的な変化を、筒部（くびれ部）の最小径と器高の比で表し、その値が各段階ごとにある程度のまとまりがみられることを指摘している（注4）。藤田の方法により37の鼓形器台の値を求めるとき、約2.1という値を示し、藤田編年ではIII期に分類される。この時期に属する鼓形器台は、津山市内出土の鼓形器台のなかで最も古いものであることを示している（注5・6）。

C住居以外の竪穴住居から出土した弥生土器はいずれも少量であり、時期を特定しにくいが、口縁部片から推定すると、鬼川市II～III式期の範囲に入るものである。

その他の土器についても、先の貯蔵穴や竪穴住居と同様、鬼川市II～III式期の範囲でとらえられる。II式のものとしては、頸部から口縁部にかけて緩やかに外反し、端部をわずかに拡張させる壺53・54などがある。甕は口縁端部を斜め上方に拡張し、内面のヘラ削りが頸部直下までみられる42・45・58がある。高杯は脚部が多く、時期決定が困難であるが、裾部が屈曲してハの字形に聞く新しい様相を呈したもののはみられず、ほとんどが緩やかに聞く形状である。64の鋸歯文を口縁部に施した器台はこの段階の典型といえる。

後期後半のものは、口縁端部を上方に拡張した甕43・46・55・56や、口縁部を大きく外反させる高杯59などが該当する。

また、出土土器の中には、一部弥生時代中期のものがある（1・39・41）。いずれも壺の口縁部である。1・41は大きく外反させ、上面及び垂下した外面に凹線文及び円形浮文を施している。39は断面三角形の凸帯を巡らす。これらの特徴から、出土土器の年代は弥生時代中期中葉段階、弥生土器の様式と編年「備前」のIII-2様式に相当する。

上記の出土土器の年代から推定される岡田遺跡の年代は、出土地の不明なものもあるが、弥生時代中期中葉、後期前半、後期後半の大きく3つの段階に分けられることが判明した。土器からの推測ではあるが、岡田遺跡にみられる弥生時代の集落は、中期中葉出現したと考えられる。この時期の遺構は不明であり、土器の数量も少ないが、後期の土器の中に混入した状態でみられることから、小規模でありますながらも存在していたと考えられる。集落規模が最も拡大するのは後期以降であり、この段階に入ると竪穴住居や貯蔵穴群が数多く存在していたことは大量の土器からも明らかである。また、土塙墓（集石墓）なども見つかっていることから（注7）、集落と墓が同時期に存在していた一定の規模をもつ集落であったことが推測される。

今回の報告にあたり、岡田遺跡発見の経緯、調査内容について、当時の調査担当者である渡辺健治氏に多くの御教示を賜った。記して深く感謝いたします。

- (注1) 津山市教育委員会社会教育課文化係編 1975『津山市文化財年報』1 津山市教育委員会 p.68
- (注2) 正岡睦夫 1992「備前地域」『弥生土器の様式と編年 山陽・山陰編』木耳社
- (注3) 柳瀬昭彦 1977「川入・上東遺跡の弥生式土器及び古式土器について」『川入・上東』(岡山県埋蔵文化財発掘調査報告 16) 岡山県教育委員会
- (注4) 藤田恵司 1979「山陰「鍵尾式」の再検討とその併行関係」『考古学雑誌』第 64 卷第 4 号 この中で、山陰と岡山県北部の出土例についてグラフ化しており、藤田編年のIII期（鬼川市Ⅲ式～才ノ町I式併行）の鼓形器台は 1.7～2.2、2.7～3.0、IV期（酒津式併行）は 1.3～1.5 前後、V期（亀川上層式併行）は 1.1～1.0 の数値を示している。
- (注5) 津山市内でこれまでに出土している鼓形器台のうち、最も古いものは大田十二社遺跡袋状貯蔵穴 E 29号出土のもので、比の値は 1.7 前後である。中山俊紀の編年では大田十二社 4 式に位置づけられており、これと比べると岡田遺跡 C 住居出土の鼓形器台は 1 型式程度の開きをもつものと思われる。
- (注6) 中山俊紀 1981「1. 土器編年について」『大田十二社遺跡』(津山市埋蔵文化財発掘調査報告第 10 集) 津山市教育委員会 pp.108-121
- (注7) 集石墓については、長さが 1m 程度のもので、石を取り除くとその中から土器が出土し、同様のものが少なくとも 2～3 個程度あったという。出土した土器は弥生時代後期のものである。



岡田遺跡出土遺物

津山城今昔⑥～時報の変遷と天守穴蔵の石段～

行田裕美

1.はじめに

現在、津山城天守台石垣に上るのは、穴蔵から石段を登る（第1図）。在城当時、天守の地下であったこの穴蔵には石段ではなく、後世に敷設されたものである。本来、穴蔵から天守の一階に上るのは、北東角と南東角の二か所に設けられた木製階段が利用されていたものと思われる（第2図）。では、この石段はいつ頃、何の目的で付けられたのであろうか。これを検討するのが今回のテーマである。その前に、城下の人々に時に告げる時報の変遷についてふれておくことにする。



第1図 天守穴蔵の石段

2.津山城時報の変遷

津山城の時報は、慶長12年（1607）から始まったとされている。慶長12年といえば、築城に着手してからわずか3年後である。当然、津山城はまだ築城途中の段階であり、どこで時報を知らせたのだろうかという疑問は残る。その問題はともかくとして、この時、時報に用いられたのは鐘である。この鐘についての由来は、『作陽誌』の記録及び言い伝えを整理すると大略次のようになる。

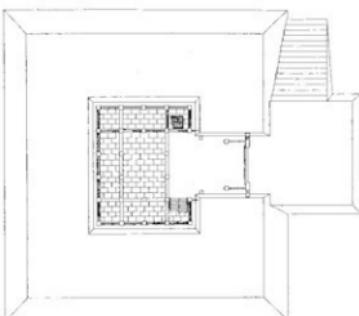
「この鐘は慶長12年（1607）、清水寺（真庭郡落合町関）境内の土中から掘り出されたものである。これを知った初代津山藩主森忠政は津山城築城途中でもあったため、この鐘を召し上げて津山城に持ち帰り、城内の時報の鐘として使用していた。

慶長16年（1611）若侍が力任せに鐘をついたので鐘は鳴らなくなり、使いものにならず城の片隅に置かれたままになっていたという。

寛永12年（1635）、家老の間成次が寝ていると、夢枕に白髪の老人が立って、鐘をもとのお寺に返してほしいと頼んだという。城主は恐れをなして家臣に探させたところ、ほこりまみれになっている鐘が見つかった。

そこで、城主は家臣6人に命じて、小田中、二宮、院庄、坪井、上河内、下河内、垂水村の農民の手を経由して、この鐘を清水寺に返した」

慶長16年（1611）に鐘は鳴らなくなり、使いものにならなかったことから、慶長17年（1612）、鐘に代えて太鼓が用いられるようになった。この太鼓が置かれていたのが、後の太鼓櫓であろう。



第2図 天守穴蔵の階段の位置図

清水寺の鐘は、使われなくなつてから地元に里帰りするまで、実際に 24 年間も置き去りにされたことになる。

明治 4 年（1871）3 月、太鼓は再び鐘に代えられ、前年にできた津山藩庁に移された。慶長 17 年（1612）から約 260 年間にわたって時報を告げた太鼓は、ついにその役目を終えることになった。

不要になった太鼓は、津山藩学校でしばらく使用された後、北条県が岡山県に合併された明治 9 年（1876）以降、岡山に移されたが、戦災で焼失したといわれている。

明治 4 年（1871）12 月には、この鐘も廃止され、時報はついに途絶えることとなった。明治 5 年（1872）1 月、太陰暦から太陽暦に改められ、1 日が 24 時間となった。このため、正確な時刻がわからないという状況が続き、住民の中には混乱も生じた。

明治 8 年（1875）、津山城の全ての建物は撤去される。明治 10 年（1877）、津山城に特別の愛着をもつ旧士族らにより、時を報じていた太鼓だけでも打ち続けようという話がまとまる。この時、太鼓を打つ役目を担ったのが山岡家である。

明治 21 年（1888）になり、鐘による時報再開の話が持ち上がる。同年 1 月には早速、長法寺の古鐘を買収し、天守台に鐘楼が作られた。同年 3 月、時を告げる鐘が城下に響きわたった。しかし、その年の秋には、鐘が破損する事態がおこった。それに加えて、鐘が小さかったこともあって音響が低く、四方によく聞こえないという状況にもあった。

そこで、明治 23 年（1890）、鐘の改鋸と鐘楼の新設が行われた（第 3 図）。昭和 10 年（1935）翌年開催されることになった産業振興大博覧会の呼び物として天守が再建されることになり、これまで天守台にあった鐘楼は、太鼓櫓西の現在地に移転された。

その後、時報は時計の普及とともに次第に途絶えがちとなっていたが、昭和 53 年（1978）、津山やよいライオンズが、鐘の音を録音した放送設備を寄付し、朝 6 時、正午、午後 6 時、9 時の 1 日 4 回の鐘が復活した。

昭和 56 年頃から配線が切れ、音なしとなっていた。加えて、鐘楼もかなり荒廃していたことから、昭和 57 年、全面改修され、現在にいたっている。

3. 清水寺の鐘

清水寺の言い伝えによると、津山城に召し上げられた鐘が、寝ている間成次の枕元に来て、「間の清水寺に歸りたい」と鳴いたという。このことから、夜鳴きの鐘と呼ばれるようになったという。

夜鳴きの鐘は戦時中、清水寺が無住であったこと、山中に立地していることなどの理由から供出を免



第 3 図 天守台にあった頃の鐘楼（左：東から、右：南から）

れ、現在にまで大切に同寺に保管されている。(第4図)

この鐘は全体の高さ 87.6cm、竜頭高 16.3cm、下端での外径は 52cm である。「美作国閑郷大願」と刻まれているが、紀年銘はない。この寺には、他に岡山県重要文化財に指定されている「應永 11 年(1404)11月 15 日」と刻まれた鶴口も保存されている。

また、この鐘の調査にきた梵鐘研究の第一人者・坪井良平の昭和 37 年付けの書簡も残されている。ちなみに、この書簡には、「梵鐘の制作年代は鶴口と同じか、あるいはそれよりも少し古い時期かもしれない」という所見が記されている。



第4図 清水寺の夜鳴きの鐘

4. 山岡家による時報

前述したように、明治 10 年(1877)、津山城時報の管理を任せられたのは山岡家である。山岡家はもと近江国勢多の住で、代々森家の家臣であった。森家の改易に伴い、その後、松平家に仕官する。森家時代最後の山岡家当主は勘平といい、勝間田町に居を構えていた。

最初に、津山城で太鼓による時報役を担ったのは、勘平から数えて 7 代目にあたる田町住の山岡勇馬である。その跡を継いだのが弟の山岡茂蔵である。明治 10 年、茂蔵は乗馬と弓の指南役だったことから特別に分家を認められ、本丸の到来櫓跡付近に津山城の古材で家を建て移り住んだ。

以後、時報は茂蔵の 3 男正三郎、正三郎の 4 男眷二へと受け継がれ、現当主の正知氏へといたる。山岡家の住居は、明治 33 年(1900)、津山町が城跡を公有地化し、津山公園となった際に天守北側に移転する。平成 3 年には、この住居も取り壊され、時報も太鼓、鐘、録音と大きく変化したが、この間約 120 年間、津山城を守ってきた山岡家の役目が終わった。

5. 天守穴蔵の石段

天守台に鐘楼が設置されたのは明治 21 年である。穴蔵に石段が敷設されたのはこの時であると思われる。鐘楼の設置と鐘を撞くためである。石段は 15 段、幅 2.5 ~ 3.5 m で、穴蔵の南石垣に接して作られている。山岡家代々は、雨の日も風の日も毎日数回この石段を上がり降りし、1 日も休むことなく城下に時報を知らせ続けていた。その苦労たるや、察するに余りあるものがあったように思われる。

小稿を記すにあたっては、服部定山、山岡正知、岸越秀恵、切朋友子さんにご教示いただきました。最後になりましたが、記して厚く御礼申し上げます。

【参考文献】

『作陽誌』

『津山市史』第六巻

『落合町史』地区誌編



須恵器窯の胎土分析

- 津山市一宮・箱王谷・小屋谷・柳谷・池ヶ原長池窯跡出土資料について-

岡山理科大学自然科学院研究所

白石 純

1.はじめに

この胎土分析では、津山市内で確認されている7世紀代の須恵器窯跡出土資料の胎土分析を実施し、各窯跡で胎土に違いがみられるかどうか検討した。胎土分析の方法は、蛍光X線分析法を行った。この分析法は胎土に含まれる成分の量を測定する分析方法で、成分の含有量の違いで胎土の差異を検討した。

2.分析方法、結果

分析した試料は第1・2表に示した市内の一宮窯跡（注1）、箱王谷窯跡、小屋谷窯跡、柳谷窯跡（注2）、池ヶ原長池窯跡から出土した101点の須恵器で、器種は壺、甕などである。分析した試料の製作方法は、各試料より破片を1グラムほど採取し、試料粉碎機により200メッシュ程度の粉末にする。そして、加圧成型器で15トンの圧力をかけ、コイン状にプレス成形したものを測定試料とした。測定した成分（元素）は、Si・Ti・Al・Fe・Mn・Mg・Ca・Na・K・P・Rb・Sr・Zrの13元素で、これらの元素の含有量を測定した。そして、各窯跡の胎土の差異については、測定した各元素のうち窯跡ごとに違いがみられる元素を用いてXY散布図を作成し検討した。

分析の結果、Si（珪素）・Ti（チタン）・Al（アルミニウム）・Fe（鉄）・Ca（カルシウム）・K（カリウム）の各元素に顕著な差がみられることから、これらの元素を用いてXY散布図を作成し検討した。

第1図は、Si-Alの散布図である。この図から各窯跡を比較したところ、Si量が67%～73%、Al量が15%～20%の範囲に一宮が、Si量が61%～67%、Al量が20%～25%の範囲に池ヶ原長池が分布し、その中間に小屋谷が分布する結果となった。しかし、箱王谷、柳谷の窯跡は、広く散漫な分布で識別できなかった。

第2図のTi-Feの散布図では、Ti量が1.3%以上に柳谷が、1.3%～0.9%のあいだに箱王谷、一宮、池ヶ原長池が、0.9%以下に小屋谷が分布した。また、箱王谷が二つのグループにわかつた。

第3図のK-Ca散布図では、K量が1.5%以下、Ca量が0.3%以下の範囲に柳谷と箱王谷の一部が分布し、K量とCa量がそれより多いところに箱王谷の一部、一宮、小屋谷、池ヶ原長池のものが分布した。

3.考察

以上の分析結果を整理しまとめると、次のようにになる。

(1) 第1・2・3図の各散布図から各窯跡の胎土差を検討したが、第2・3図で柳谷窯跡のみが他の窯跡と明確に識別でき、産地推定に有効であることがわかった。また他の窯跡遺跡は、第1図で一宮、小屋谷、池ヶ原長池の各窯跡がほぼ識別できた（分布域が一部重なる部分もある）。しかし、箱王谷の須恵器は、いずれの散布図でも2つの胎土に分類でき、複数の粘土を使用していることが推測された。また、今回分析した須恵器では、器種（壺や甕）により胎土に差はみられなかつた。

(2) 各窯跡の立地を地質学的な面から検討すると、小屋谷は流紋岩系（中生代末以降）一宮と箱

王谷は黒色千枚岩系（古生代）、柳谷は粘板岩・砂岩および礫岩（古生代）、池ヶ原長池は砂岩・泥岩（第三紀）にそれぞれ立地している（注3）。この地質基盤層の違いと胎土分析の結果とを比較して以下のようなことが推測される。

(a) 地質基盤層が同じの一宮と箱王谷は、胎土分析でもほぼ同じ結果となったことから、ほぼ同じような粘土を使用していることが考えられる。

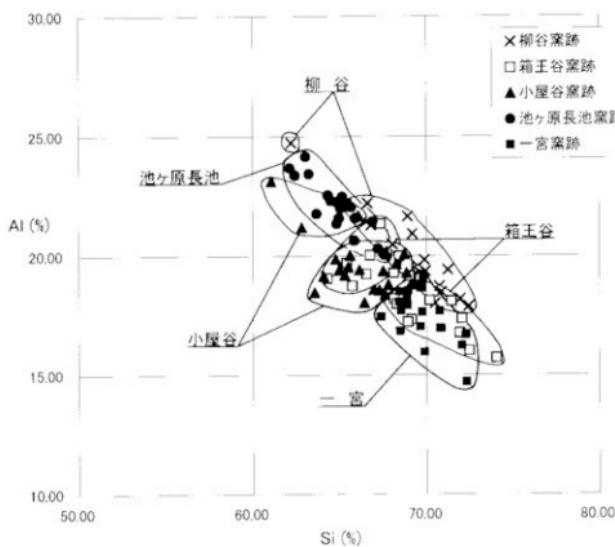
(b) 池ヶ原長池は砂岩・泥岩の基盤層の上に立地しており、胎土分析ではAI量が多く含まれる傾向にあるが、この多く含まれる原因として、一般的に砂岩・泥岩にはAIを多く含むことが言われている（注4）ことと翻訳はない。

以上のように、この分析結果より考えられる点について述べたが、津山市内の狭い地域での須恵器胎土の比較ではあったが、生産地である窯跡相互間で識別ができる、今後の消費地遺跡から出土する須恵器の生産地推定に有効な基礎データが得られた。

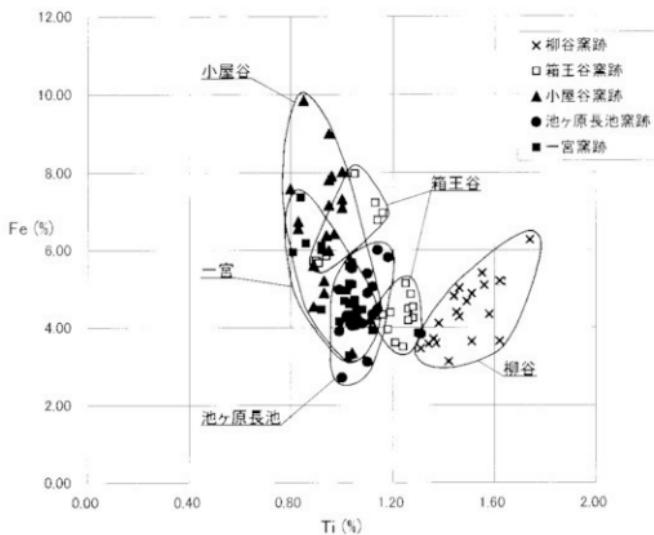
この分析を実施する機会を与えて頂いた津山弥生の里文化財センター、津山市教育委員会の職員の方々には、多々お世話になった。末筆ではありますが記して感謝致します。

注

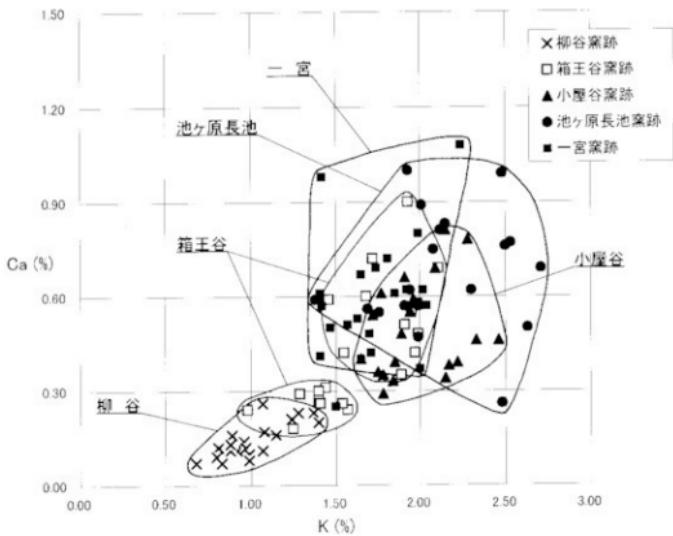
- (1) 平岡正宏「津山市一宮窯採集の資料について」『年報津山弥生の里』第1号 津山弥生の里文化財センター 1994 .
- (2) 行田裕美「柳谷窯址発掘調査概要」『年報津山弥生の里』第1号 津山弥生の里文化財センター 1994 .
- (3) 『日本地質図大系』中国・四国地方 朝倉書店 1991 .
- (4) 都城秋穂、久城育夫『岩石学II 岩石の性質と分類』共立全書 205 共立出版 1975 .



第1図 津山市内各窯跡出土資料の胎土比較 (S i - A l 散布図)



第2図 津山市内各窯跡出土資料の胎土比較 (T i - F e 散布図)



第3図 津山市内各窯跡出土資料の胎土比較 (K-Ca散布図)

文化・文政期津山藩の年頭参賀儀礼について

乾 貴子

はじめに

年頭儀礼は八朔と並び武家社会で最も重要な儀礼の一つと位置付けられている（注1）。

本稿では、文化（1804-18）、文政（1818-30）期から天保年間（1830-44）初期までの時期を中心に、まず津山藩の城内における年頭参賀儀礼の流れと本丸御殿の各座敷の格式および用途について検討を試みる。次に、当該期に候約令による儀礼の簡略化が進められていることに注目し、藩主の代替わりによる改革の継承の侧面から年頭参賀儀礼の様相の変化について指摘する。

一、年頭参賀儀礼の流れ

まず、同藩の年頭参賀儀礼の具体的な儀式の流れについて、特に断りのない限り『国元日記』（以下、『国』）と略記）と、本丸指図「文化七年庚午御普請出来之図 御作事所」（『津山城資料編』津山市教育委員会、2000年）を手がかりにして考察する。したがって、文化六年の本丸焼失後に再建された本丸御殿での儀礼の様相についてみていくことになる。

表1は文化十年の年頭登城日の記事から、藩主の出座場所、格式別の着座場所と御目見えの作法などをまとめたものである。この表から、厳格な身分秩序にもとづく御目見えのあり方ばかりではなく、本丸御殿の各座敷の格式も読み取ることができる。

まず、津山藩の年頭参賀儀礼の特殊性について幕府、諸藩との比較で指摘しておく。親藩である同藩は幕府の年頭の登城日を踏襲した内容となっている点を指摘することができる（注2）。ただ、幕府内の諸大名の家格表現は官位や城郭の有無、領地の規模が勘案されるのに対して（注3）、同藩の家中の家格では家筋と職制上の格式に応じて決定している点で独自性をもつ。しかし、近世後期における諸藩の儀礼のあり方については、先行研究がほとんどないため、同藩の特色を指摘するのは困難である（注4）。

図1は本丸御殿全体を描いた指図、図2は「中奥所」と称された場所付近の部分の間取図に藩主の出座巡路を加筆したものである（注5）。これをもとにおおまかに本丸御殿の構成についてふれておく。奥向と表向は「七間廊下」を隔てて対峙する空間に位置している。表向については、玄関から近い順に「広間」、「大書院」、「小書院」の大きく三つの区画に火災前は分けられていた。このうち、再建されたのは「広間」と「大書院」で、年頭に藩主が出座したのは、「大書院」にあたる「中奥所」と称される一角までである。

年頭参賀儀礼では、藩主は御殿の奥向から表向へ、格式の高い座敷から低い方へと出座して、帰座するという一連の流れのなかで行なわれている。藩主の着座場所は奥向の「御座之間上段」と、表向の「鳳凰之間上段」と「紫陽花之間」の三ヶ所に限られている。しかし、年頭参賀で登城した者すべてが着座した藩主に「独礼」または「群居」して御目見えを受けているわけではない。藩主が渡座する間にも「通懸」の御目見えが次々と行なわれている。なお、年頭参賀に欠席した者は名代を登城させ、御奏者番の謁見による応対を受けている。また、藩主の一族への参賀も行なわれているが、これは御奏者番あるいは御小性頭などの面謁だけで済ませている。

元旦の藩主の出座巡路を見ていきたい。奥向にある「御座之間」の上段には藩主が出座し、「御座」

間二之間」に家老・年寄が着座して年頭の御目見えが始まっている。家老・年寄の各々が「独礼」し、返盃なしの盃事が行なわれている。

その後、藩主は表向へ出座する。「鳳凰之間」の上段には藩主が出座し、「紫陽花之間縁側」に御奏者番以下有役小性頭格までが上段より一盃目に、大目付以下有役小從人頭格までが同二盃目に、物頭以下有役御使番格までが同三盃目に着座して「独礼」し、「御流」(主君から賜る飲み残しの盃の酒)を受けている。

次に、藩主は「鳳凰之間上段」から「紫陽花之間」に出座し、「松之間南縁側」には有役番外以下同小從人組まで、及び次右筆、有役大役人が着座している。ここでは「独礼」は行なわれず、一同が「群居」し、御奏者番が名前を披露するという形で御目見えが行なわれている。

その後、藩主は「鳳凰之間」にもどって、一同は「松之間南縁側」から「紫陽花之間縁側」に進み出て、「御流」を頂戴している。藩主の出座と盃事のある御目見えは大役人までの格式で、それ以下の格式の家中は表1のように「芥子之間」および「鳳凰之間後廊下」に「群居」し、「通懸」の御目見えで済まされている。

だが、文政九年には「松之間或者同所御縁側」での「番外以下大役人迄」の「群居」は、「同所御縁

正月元日（有役番格以上登場）		（『國元日記』より作成）	
朝一之間	末老亭	モノ：[朝日]お拂拭未だ刀日服持参、[朝日]→お拂拭、[朝日]お拂拭未だ有之	
	守等亭	モノ：[朝日]お拂拭未だ刀日服持參、[朝日]→お拂拭、[朝日]お拂拭未だ藏高無之	
	（末老、年寄）	初之夜→お拂拭未だト	
○鳳凰之間上段			
鶴鳴花之間縁側	〔傳〕 鶴鳴花有投顧小姓出膳北	上：[朝日]お拂拭、御流被下之	
大日村上 有役小役人出膳北		二：[朝日]→お拂拭	
鶴鳴よ有投顧番格北		三：[朝日]→お拂拭	
○紫陽花之間			
井上渡所	上：[朝日]お拂拭、御流被下之		
有役番外 之同小役人顔北	御招、同8年頭之御祝藩主お前御御者番技露之		
同所南縁側	次右筆、有役大役人	御招、同8年頭之御祝強御御者番技露之	
○鳳凰之間	海王導所	上三度口→お拂拭	
鶴鳴よ 有役番外之同小役人顔北、次右筆、有役大役人	御流被下之		
蔵士人之間、御通御御口見			
甲子之間	有役小役人、御冠日付	御招、何8年頭之御祝強御御者番技露之	
鳳凰之間後廊下	有役御御口見	御招、何8年頭之御祝強御御者番技露之	
鶴鳴	〔傳〕御御御者番以外之下之面内	御札甲子之、御流被下之	
子子之間	鶴川御又不夢之面内を同役河同名代→お	御分之面を同御者番御之、番外以下お名代支御北山事出、支御追ノ御者番御達之	
(中)			
△ 〇は蔵士の出席場所を示す			
◎ 1 「田舎主膳、永見駿河、安藤主税」と記載			
◎ 2 「尚老班頭人、大橋十九夫」と記載			
正月二日（無役番格以上登場）			
無役番格以上の参詣については「元日之通」となる			
但し、「御御御者番乞多」の「般若之間之面内」（業家老無役の当主并登城頬添の御製攝子）の名代による「於七面御下御御者番御之」あり、「北上上物被下物無之」とする			
正月三日（謹躬及び十五歳以下之面々登場）			
朝一之間	〔傳〕	柄式之翌日→お拂拭、御御者番技露之	
河一之間	御用人口之上之鏡既昇十五歳以下之面々	柄式之翌日→お拂拭、御御者番技露之	
○鳳凰之間上段			
鶴鳴花之間縁側	鶴鳴下同御御番格北之廷昇十五歳以下之面々	柄式之翌日→お拂拭、御御者番技露之	
○都龐院之間			
初一之間	番外以下小役人出膳北之廷昇十五歳以下之面々	御招、御御者番何由出膳北事上段技露之	
同所南縁側	大役人十五歳以下	御招、御御者番何由出膳北事上段技露之	
蔵士人之間、御通御御口見			
中之口	大年寄、則然代、礼化、大伴屋	御上物御→第二逝二重一御招、御御者番技露之	
中之口次板	因時御役、御用津、御膳元	御上物御→第二逝二重一御招、御御者番技露之	
鳳凰之間花被下	海王御	御招、並上物集之	
正月六日（寺社山伏慶誠）			
○鳳凰之間上段	〔傳〕		
鶴鳴花之間	泰安寺、地藏院、本願寺等	御招内洗顔日並上物大番頭持出之、安養日→お拂拭	
同所縁側	妙法寺、妙嚴寺、萬葉寺	御招内安養日並上物大番頭持出之、御縁側例安養日→お拂拭	
	守安寺、真言寺、愛染寺	御招外御安養日並上物大番頭持出之、御流被下之、御招日→お拂拭	
	法華寺、多聞寺、高雲寺	〔被御界〕大御口ノ並上物大番頭持出之、御招日→お拂拭	
	石舟寺、石叟寺、大日御寺	〔被御界〕大御口ノ並上物大番頭持出之、御招日→お拂拭	
○泰安寺、本願寺等は海王洗顔日、地藏院は朝食新正屋			

表1 年頭參賀儀礼の着座（文化10年）

側」での「独礼」に改めるように仰せ出され、以後は独礼となる（注6）。なお、この大役人格が享保六年（1721）二月以降に召出された坊主格までの家筋とともに、明治二年（1869）の藩制改革で「士族」の身分を与えられている（「御家格附属津山藩臣之部」愛山文庫A 1-3）。

各座敷の広さについて、『国』^a 明治三年正月朔日条に記されている間取図（図3①②）をもとに検討する。同間取図によると、奥向の「御座之間二之間」に十畳、「紫陽花之間」には十八畳、「同入側」には九畳でえがかれている。別紙には、「朝官并二等官以上之面々於御座之間天酒頂戴ト前章ニ有之此圖ニ有鳳凰之間ト相成候何連是ナルヤ亦此圖大參事詰席無之」とあるが、正月二日の年頭参賀の行なわれた座敷の間取図であり、間取りからみても「鳳凰之間」付近を描いたものと考えられる。

図3では同間取図に図1に見える柱及び襖を加筆し、「文政十一年戌子因中奥所図面之写 寺社取次」

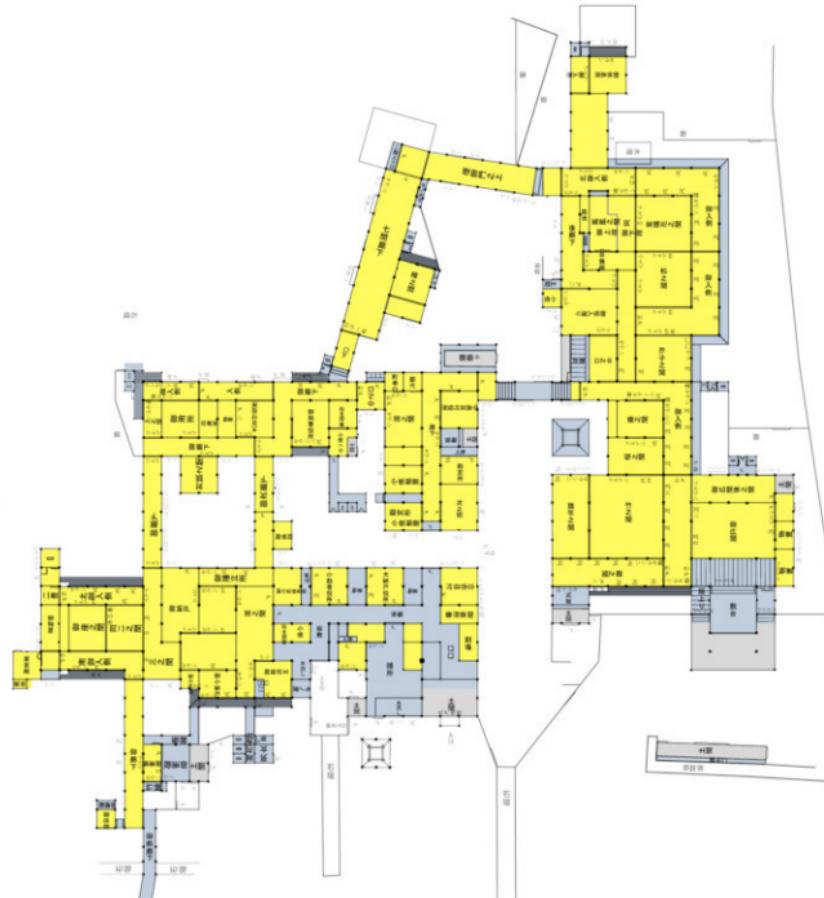
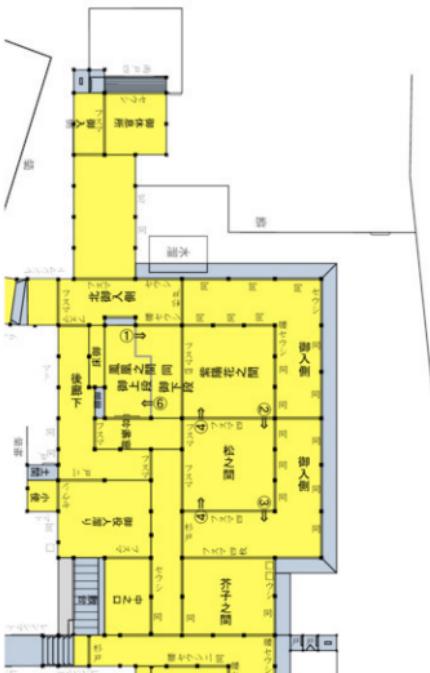


図1 「文化七年庚午御普請出来之図」

(愛山文庫M 7- 7) をもとに畳目を書き加えた。これによって、「鳳凰之間」は上段八畳、下段七畳で計十五畳、「紫陽花之間」と「松之間」はそれぞれ十八畳であったことがわかる。なお、表向の謁見場所は文政十一年の同面写によると、「文政十二年巳丑正月六日紫陽花之間北御障子不残取扱二相成以後如斯」との記載が見える。同間の北側の障子を取り払うと入側の十三畳半が追加された形となる。同年正月六日の「寺社之面々」の登城日から同間だけではかなり手狭になっていたことがわかる。表向の同間と奥向の「御座之間二之間」はともに上段を構える座敷の正面に位置する。同両間の広さを比較すると、この時を境にして表向の同間との格差は八畳から二十一畳半に拡がったことになる。

この奥向と表向にある藩主の出座場所はともに御目見えの場であり、御謫や御雛子などの芸能や諸々の儀礼が行なわれる場でもある。また、儀礼ばかりでなく、役儀の仰渡なども行なわれ、政務についての申達の場ともなっている。しかし、



(注) →の番号順に出座
・『国元日記』の箇条書の順に従って順路を推定

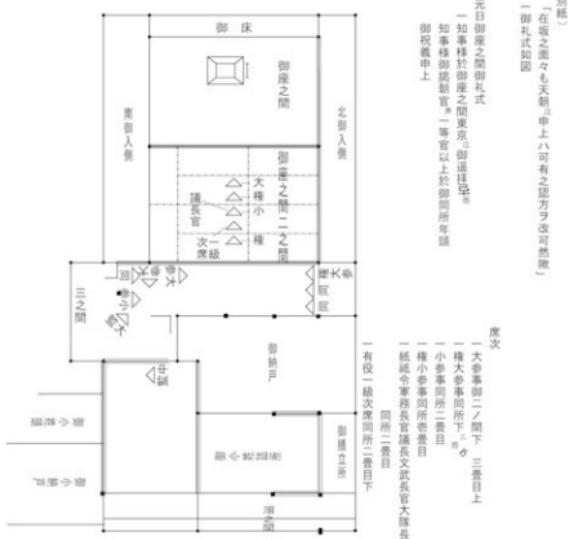
図2 年頭の藩主出座順路略図（中奥所）

御目見えや申渡を奥向で受けるか、あるいは表向で受けるかで、藩主との関係の親疎が表象化されることがある。

但し、「御座之間」がその名の通り、実際に藩主の居室となっていたのかどうかはよくわからない。藩政史料という性質上、業務日誌的な内容が記載事項の中心であり、藩主の具体的な生活の様相についての記事は見られない。このような史料上の制約から、同座敷についての記載が散見されるのは儀礼や政務関係に限定される。なお、「懷旧隨筆」(『津山温知会誌』第四編所収、明治四十二年)によると、維新以前の藩主の居所は「城内備中櫓」であったとしている。幕末になると、奥向は備中櫓に移り、本丸御殿の奥向は形骸化して、「御座之間」は藩主居室として用いられていなかったことを傍証する史料として参照することができる。したがって、「御座之間」は藩主の居室としての歴史的性格を備えつつも、儀礼や政務申達の場として主に用いられてきたものと推察される。

次に、正月二日以降の登城について見ていく。同二日は大役人以上の格式の無役諸士が登城参賀し、元旦の有役らと同様の御目見えが行なわれている。また、同三日は大役人以上の「隠居并十五歳以下之面々」が格式に従って着座し参賀の儀礼を済ませている。同四日にはこの他に大年寄、大庄屋、御用達、町医師などといった「市郷之面々」の登城があり、「中之口」「同所拭板」「鳳凰之間後廊下」に「群

①元日御座之間御礼式（『国元日記』明治3年正月朔日条）



②元日二日御礼并天酒頂戴之図（『国元日記』明治3年正月朔日条）

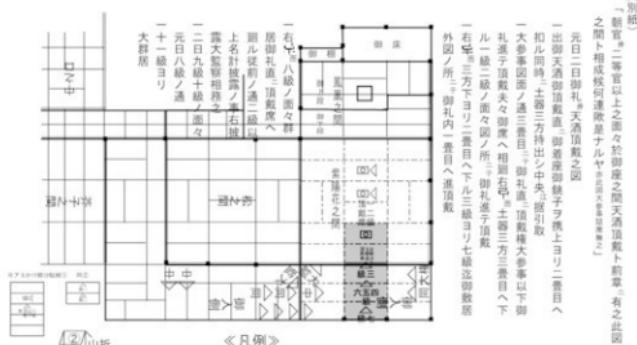


図3 元日御座之間御礼式(上) 元日二日御礼并天酒頂戴之図(下)

居』して御目見えを受けている。

正月六日には城下の寺社からの参賀があり、「鳳凰之間上段」に出座した藩主に対して、「紫陽花之間」、「同所縁側」に着座し、「独礼」による御目見えを受けている。

二、座敷の用途および格式について

ここでは、表向における年頭参賀儀礼の中心的な場となった「中奥所」の各座敷の性格を考察してみたい。まず、同所で最も格式の高い「鳳凰之間」についてみていく。

図3のように、同座敷には上段を構える。この上段に出座することで下段に着座した者との身分的隔たりが強く示されることになる。文政二年（1819）に將軍からの御鷹の鶴を拝領した際（『国』文政二年三月三日条が鶴拝領の初見）には、幕府からの御奉書と鶴が御床に飾られ、御家老の先立で藩主が上段に出座して頂戴している（注7）。この場合、幕府からの到来物に対して藩主がへりくだった態度をあらわしている。

ところで、藩主がこの上段に出座する事例は幕府からの拝領物の到来と年頭参賀儀礼以外ではほとんど確認できない。ただ、文政四年（1821）に大坂蔵屋敷出入町人の山川与三右衛門が登城した時（『同』文政四年三月朔日条）に、藩主の同上段への出座が見られる（注8）。

同人は「同手代大和屋林兵衛」とともに城下に逗留している。この兩人は藩に対して「年來調達筋格別預出精不一通深切之義」（『国』文政四年三月六日条）を与えていたという関係を結んでいる。こうした大坂蔵屋敷出入町人が諸藩の城下に下向し、「大坂銀主応対伊丹健左衛門」の同道で登城して御目見えを受けていることがわかる。山川与左衛門の御目見えでは、「鳳凰之間上段」に出座した藩主に対し、「御用所之面々（月番家老・年寄・御用番大目付）并御奏者番大目付」が「年頭寺社御礼之節之通出席」する中、「紫陽花之間御縁座敷下一疊目」に着座している。一方、同手代大和屋林兵衛は「紫陽花之間」に渡座した藩主に対し、「松之間御縁座敷下一疊目」で「同断」の御目見えを受けている。兩人とも縁側に着座しているものの独礼による御目見えであり、城下の町年寄以下の町人に対する年頭の「中之口」や「鳳凰之間後廊下」での群居の御目見えより丁重な応対を受けているといえる。ただし、この場合、表向で最高の格式のある「鳳凰之間上段」に藩主が出座したこと、身分差が誇示されることになる。また、藩主との着座場所との関係からみれば、両人の待遇は泰安寺・本源寺（藩主菩提寺）・地蔵院（幕府御靈屋）に次ぐ格式の寺院の年頭参賀儀礼とほぼ同等であるといえる。

なお、兩人は「天守台并御座敷向」の拝見を願い出ており、「三番御門内迄」の見物を許されている。また、拝領物、応接などの儀礼関係でも「殊之外結構御取扱」（『国』文政四年三月六日条）を受けている。

この他に「鳳凰之間上段」に藩主が出座したのは、明治三年（1870）正月十日には議事発会の際になる。同藩知事（慶倫）が上段に、議長が「紫陽花之間」に着席している（『国』明治三年正月十日条）。議事会は中奥所の「鳳凰之間」、「紫陽花之間」、「松之間」の一帯で開かれ、「政治庁」と称する空間となっている。

文政三年（1820）以降、「鳳凰之間」と「紫陽花之間」にかけての場所は、御重器の風入の場所となっている。以前の風入は「泥引之間」から「宇治橋之間」にかけて行なわれていたが、「手狭ニ付」という理由で、「鳳凰之間」から「紫陽花之間」の一帯に変更されている（『同』文政三年十一月二十六日条）。また、「鳳凰之間」では年に三回、正月、五月、九月に大般若經御祈祷の儀が行なわれ、「幕府御

雪屋（御宮惣御雪屋五大尊）を祀る地蔵院以下城下の各宗僧侶の登城がみられる。

次に、「松之間」についてみていくと、槍、弓、馬、剣、柔術等の諸術や論語の素読を藩主の前で披露する「文武御覽」が行なわれている。また、儒者による定例の講詁も文政三年七月にそれまでの「紫陽花之間」から「松之間」への変更が仰せ出されている（『国』文政三年七月廿四日条）。

さらに、文政年間以降になると、同所で「御松囃子」が興じられた際には、「御舞台」が設置されている（『国』文政二年正月四日条）。また、「松之間御庭」一円に「麟治郎様（第十代藩主斎孝第一子、文政元年出生）御輦が四本あまり建てられ、同「庭外北之方」に御吹貫が立てられ、御兜五つが「松之間東縁側」に飾られている（『国』文政二年閏四月廿八日条）。なお、「懐旧隨筆」によると、例年正月十五日の「御具足開御祝」の惣登城日には、「二台へ堆く盛りたる御餅包ニタツツ」が「松之間に据置」かれ、「御餅御手自被下」され、「両人宛出て自分頂戴」するという儀式が第十一代藩主斎民の時代から始まつたと考証されている。

「中奥所」には「御玄闇」とは別の「中之口」が備えられている。藩主の御城着の際には「御玄闇前中之口兼」として「御徒目付」一人が詰めている（『国』元治二年<1865>正月十日条）。また、天保十二年（1841）正月に藩主斎民が発駕した際には、同藩松平家の印である「大文字」を付けた提灯が一張差し出されている（『国』天保十二年<1841>正月九日条）。

また、文政五年（1822）十月の「儀治郎様（幼名麟治郎、斎孝第一子）御発駕」の道筋は、「中之口より裏下御門馬場通（下略）」とされ、「中之口」が「御玄闇」に次ぐ格式の重要な玄闇であったことがわかる。なお、同発駕の際に「中之口」に「大文字付」の提灯二張が、「新中之口」に提灯一張が差し出され、「手長桶薄砂」が取り計らわれている。「新中之口」を初見するのは『国』文政四年（1821）四月三日条で、「御子様方新屋敷御帰」の際に同所を通っていることが確認できる。また、同十年（1827）正月元日からは同所での「通懸御礼」が始まっている。

三、候約令下における儀礼

次に、斎民（將軍家斎第十四子）に藩主が交代する天保二年（1831）頃までの年頭儀礼の様相を明らかにし、藩主の代替わりによって候約令下における儀礼の改革がどのように継承されているのかという側面から問題点を指摘しておきたい。

当該期の同藩では候約令の一環として國元での城内の儀礼の簡略化が図られ、「諸御礼式」と題する大目付廻状が家中に仰せ出されている。文化十年から散見され、文政八年まで五回にわたって延年が繰り返されている。

その理由として、文化六年（1809）の本丸焼失後の「御殿向御普請」及び同一五年（1818）の將軍家から斎民を養子に迎えたことによる「若殿様御引移其外種々之御吉事」、「御姫様ニ茂御出府」など、本丸の再建及び盛大化した慶事のための「多端臨時之御物入事」があげられている（『国』文政二年<1819>八月十七日条）。慶賀や幕府との交際に関連して幕藩間の儀礼は豪奢なものになり、多様な祝儀や贈答が國元と江戸で盛んに繰り返され、藩財政の窮乏化に拍車をかけている。

盛大化した儀礼を背景にして、まず文化十一年（1814）から五ヵ年間の期限で候約令が仰せ出されている。この年の候約令を皮切りに、同十三年（1816）に五ヵ年の延年があり、次いで文政二年（1819）、同五年（1822）、同八年（1825）と三年あきに各四ヵ年の延年が行われている。結果的に文化・文政期には約十五年間にわたって候約令の延年が仰せ出されたことになる。その際に候約を名目として儀礼面

の省略の詳細が定められ、「諸御礼式」との表題で、年頭、五節句、藩主家族の吉事・凶事、暑寒の御機嫌伺い、御目見の際の詰場所や作法、参勤交代による発駕・城着時の詰場所などの見直しが進められている。

しかし、城内での年中行事は候約令に伴う改革を経ながらも、幕末まで連続と継承されている。旧例に従い格式が重んじられるのが儀礼だが、身分別の着座場所や礼儀作法をまとめたような史料は、同藩文書を收める「愛山文庫」をみる限りでは確認できない。ただ、年中行事の様相についての概要を把握するには、明治四十一年（1908）から旧藩士らによって刊行が開始された『津山温知会誌』第四編（同四十二年）所収の「懷旧隨筆」が最も参考になる史料と思われる。これは、旧藩士平井真澄（嘉永七年御近習勤）によって、「記憶スル所ニシテ（中略）古制旧慣ヲ叙シ上下ノ階級秩序礼儀法式等細大漏ス所ナク」（序文）という意識の下で記述されたものである。

この他に城内の礼儀作法に関する史料として、「津山城竹之間揭示御条目」が同じく同誌第四編に收められている。これは格式相応の礼儀作法の遵守を触れたもので、同史料だけでは御目見え際の着座場所などの格式についての全体像を把握することはできない。

そこで、表2では文化十一年（1814）、同十三年（1816）および天保三年（1832）に仰せ出された「諸御礼式」を要約して比較してみた。この表から次の諸点を指摘することができる。

- （一）「諸事文化十年迄之通」とあることから、新本丸御殿での儀礼の形式はこの年の流儀が慣例になっており、文化六年（1809）の本丸焼失から四年後の文化十年（1813）に新本丸で行われた儀礼が恒例のものとして定着したこと、
- （二）年頭儀礼は元日を有役徒格以上、二日を無役徒格以上の登城日とする年と、簡略化して元日に徒格以上が有役・無役とも登城するという年があったこと、
- （三）藩主が斎孝から斎民に代替わりした天保三年（1832）には、「諸事文政二年迄之通」とされ文政二年（1819）以降の状況からの脱却をめざす転換点となっていること、などを確認できる。

以上の諸点から、文化・文政期における年頭參賀儀礼は礼儀作法、登城日ともに流動的であり、例年

（『国元日記』より作成）

	文化十一年（1814）七月六日条	文化十三年（1816）十二月十五日条	天保三年（1832）九月廿九日条
正月元日	御用所總之面々御用幕帳以上 有役無役共正月御登城	御用所之面々及外有役無役共正月御登城 舞孟正月御被下文化十年迄之通 但御者定中若ノ物被下物無之	有役御花旗以下正月御登城 舞孟正月御被下等建室文化二年迄之通 但御者中若ノ物被下物無之
同二日		無役御花旗以下正月御被下等建室二至迄正月御登城 舞孟正月御被下文化十年迄之通 但御者中若ノ物被下物無之	無役御花旗以下正月御被下等建室二至迄正月御登城 舞孟正月御被下等建室元日之通 但御者中若ノ物被下物無之
同日（御用初）	日參御從人四時登城 御者略不被下物無之	日參御從人四時登城 但御者中若ノ物被下物無之	日參御從三村役物御者被下相止
同三日	足利之面々御者略中若日見無之 大年祭、大任地、丸光、町医師、 御用達利人等御者略中若日見無之	足利井十五歳以下之面々、 膳町人、大任地、町医師等、 五時登城	足利井十五歳以下之面々、 膳町人、大任地、町医師等、 五時登城
同日（御膳初）	御膳初御見式略中若正	今後御膳初御見式三村 舞膳代之面々御達利之御被下被止 舞膳代中三村督相止 於御用米御衣有之 御用所御食表番大目串申中御登城	今後御膳見式御見次之有之被止 舞膳代之面々御膳表番、大目柱 生之中御登城 但御膳代之面々一同登城之後相止
同六日	寺社之面々 御者略中若日見無之	寺社之面々 膳町人見被仰付諸事御定之通	寺社之面々 御見被仰付諸事御定之通

（注）

・下線部は改正の見られる箇所を示す

・「御用所之面々」は月季の家老、年寄、御用番、大目付をさす

・「曾之間之面々」は家老家黙夜の当主および登城御許前製縛子をさす

表2 「諸御礼式」の比較（藩主在国年）

(「懷旧隨筆」より作成)

	吉事日	歳暮	年頭・五節句・八朔 加増日・中元・亥猪
譜代	○	○	○
有役	×	○	○
無役	×	×	○

○は登城、×は登城なし

(注)

- ・吉事日（11月朔日）は貞享4年（1687）に越前家松平第3代光長赦免の命が配所の松山に達した
- ・加増日（10月7日）は文化14年（1817）に津山藩の石高が5万石から10万石に加増した日

表3 幕末の惣登城日

通りに渾りなく進行していたわけではないことがわかる。さらに、年次を追って『国元日記』をみてゆくと、

- (一) 文政二年以降から文化十一年の年頭と同様、有役・無役別に登城日を元日、二日に分離しない簡略化した年頭参賀儀礼が続いていること、
- (二) 文政四年から藩主斉孝の「御不例」や「御風氣」による御目見えの中止が続いていること、
- (三) 文政二年、同三年、同十二年の年頭では御目見の場で不調法を演じて「差控」を申し出る家中がにわかに相次いでいること、
- (四) 文政年間には御目見の際の着座場所をめぐる申し立てが頻繁に発生していること、
- (五) 例年通りの儀礼が行われたのはわずか文化十年から同十五年までの五年間であり文政年間になると儀礼の簡略化が顕著となり、同六年正月二日以降の参賀（「隠居之面々」、「十五歳以下御目見済候之面々」、「市郷之面々」、「寺社山伏」の登城日）が「御不例二付省略」とされていること、
- (六) 「隠居之面々一同當病不參」という記事がこの間に継続して見られること、
- (七) 「十五歳以下之面々御目見済候者當時無之」とする記載が見え始めていること、

など、儀礼の執行を妨げる要因が生じはじめている実態を伝える記事が散見される。

興味深いことに、文政二年は二年前の文化十四年に斉民が養子入りした後に初めて藩主斉孝が国元で正月を迎えた年にあたる。また、同三月には斉民が初めて將軍から御鷹の鶴を拝領しており（注9）、若殿御殿の棟上も行われている（注10）。さらに、同十二年は二年後の天保二年に藩主が斉孝から斉民に代替わりする直前の国元での正月にあたり、同十年には斉孝の実子慶倫（第十二代藩主）が誕生している（注11）。

こうした政局の展開を迎えるなか、將軍家からの養子入り以降、儀礼に続々と旧例のない状況が生じ、新たな礼儀作法の摸索を余儀なくされていたことを指摘できる。斉民の養子入りや五万石の加増で同藩の石高は倍増するなど、当該期に藩政史上の重要な転換期を迎えており、儀礼の改革が着手される絶好の機会であったものと考えられる。

なお、年中の諸儀礼日について、「懷旧隨筆」を参考に表3でまとめてみた。寛永十年（1633）における大名諸士の定例の將軍謁見日を踏まえた内容となっていることがわかる（注12）。

譜代だけの登城日として「吉事日」がみえる。これは貞享四年（1687）に越前家松平三代・光長が配流先の松山で赦免されて江戸に戻った津山藩松平家の祝賀日である。「吉事日」が、越前国福井・同国高田時代から奉公した三十六家の譜代の家筋にある家臣だけで執り行われた藩の重要な儀礼日であった

ことがわかる。「吉事日」は家康の関東御入国（天正十八年<1590>八月朔日）の祝賀日である幕府の「八朔」の由来と同様に、諸代門閥層と藩主との主従関係を確認する儀礼日であったことが窺われる（注13）。一方、歳暮は無役の登城がないことからも、日常の勤務に対する慰効的意味合いが強い儀礼日であったと考えられる。諸儀礼の性格の違いから、諸代門閥層の家中での位置付けや、同藩における家格が家筋と職制上の格式の二本立てによる構成となっていることなどの身分秩序上の特質を読み取ることができる。

おわりに

以上、年頭参賀儀礼を中心に「中奥所」と称された本丸御殿の一角について、座敷ごとに格式および用途の分析を試みた。また、僕約令の延年が続く中で儀礼執行を妨げる様々な要因が生じはじめている点を指摘した。こうした実態の背景については、近世後期以降における武士階級の窮屈化の一方で生じた、武家社会内部の身分秩序の多元化・複雑化を視野に入れつつ（注14）、僕約令下における儀礼の簡略化の展開、藩主の代替わりによる儀礼の改革の継承面を検討したうえ、稿を改めて考察したい。

《注》

- (1) 二木謙一「江戸幕府八朔参賀儀礼の成立」（『日本歴史』第462号、1986年）
- (2) 江戸城での正月参賀儀礼については、同氏「江戸幕府將軍拝謁儀礼と大名の格式」（『日本歴史』第618号、1999年）で詳述されている。江戸幕府における年頭参賀の登城日については、『徳川禁令考』前集二、第三十二章「年始嘉節大小名諸士参賀式統令」の「御本丸江大納言様御成井西丸ニテ諸御礼式之覚」（慶安三寅年<1650>九月十八日）、「三家其外両丸江年始出仕日限井献上物」（延宝八申年<1680>十二月）参照。
- (3) 松尾恵美子「大名の殿席と家格」（『徳川林政史研究所紀要・昭和五十九年度』、1981年）大名の家格については、加藤隆『幕藩体制における大名家格制の研究』（近世日本城郭研究所、1969年）がある。
- (4) 近世初期については、水林彪氏の紀州藩における『『格席』制』をめぐる論考（『近世の法と国制研究序説』（四））『国家学会雑誌』第92卷第11.12号、1979年）や、根岸茂夫「秋田藩における座格制の形成」（『近世史論』第1号、1979年）がある。
- (5) 「中奥所」という呼称は「文化十一年戊子年因中奥所圖面之写之 寺社取次」（愛山文庫M7-7）で確認される。
- (6) 『国』文政九年七月廿一日条
- (7) 鶴拝領は江戸中期、十代將軍家治以後恒例となった將軍自身の年中行事の一つで、寒の入り後に鷹狩での獲物を朝廷に献じ、御三家や鶴拝領の家格の大名に下賜するという儀礼。獲物の鳥として鶴は最上位におかれた（『国史大辞典』）。將軍家から各大名家へ御鳥・御鷹・御馬の下賜に関する史料が指摘されている。御鳥とは將軍家の鷹ににおける自らの獲物とその日の総獲物を諸大名に下賜することで、鶴・雁・雪雀によって下賜先の家格・数量・使者が異なっている。鶴拝領は国持家井準國主及び加賀前田家、薩摩島津家、仙台伊達家へ下されている（小川恭一編著『江戸幕藩大名家事典』下巻（原書房）二、拝領—御鳥・御鷹・御馬）。
- (8) 山川与三左衛門については「池田御館入」との肩書きがある。『津山温知会誌』第五編（明治

四十五年）所収の「津山藩諸役料渡方文政元年九月十五日改定」に、「京大阪御館入町人御儀作并御手当米」の部に「大阪」「京都」「大和今井」「国友」「池田」の地名が各人の肩書きに見られる。ここでは、「御館入」とは特定の藩の大坂蔵屋敷に入りして藩との儀礼関係等を結ぶ大坂町人のことであり、「池田」については同人が本拠を置いた摂津国池田村（幕府領）を指すものと考えられる。同史料によると同人手代の「大和屋林兵衛」は五人扶持が下されている。山川与三右衛門の名は確認できない。ただ同姓の山川庄左衛門の名が「大和屋林兵衛」の少し手前に見え、二十五人扶持が下されている。なお、大坂蔵屋敷出入町人については「文政十二年津山藩分限帳藩主松平中将斉孝様高拾萬石御時代」（『津山温知会誌』第三編、明治四十三年）の時点でも確認できる。

（9）『国』文政二年三月三日条

（10）「今般初而御鷹之鶴被遊御拝領并若殿様御殿御棟上相済候付」祝儀として座頭替女へ銀札奉賀四百目を「割渡」している（『国』文政二年三月廿三日条）。

（11）「松平御家譜」（『津山温知会誌』第式編、明治四十二年）

（12）八朔については二木氏前掲論文（1）参照。

（13）同前掲書

（14）武家社会内部の身分秩序の多元性については、重層的身分構成（直臣・陪臣）や官職の階層制度だけでなく職制上の身分差（有役・無役）を内包することが指摘されている。平川新「武士と役人」（『歴史評論』第581号、1998年）参照。



(7) 民俗資料の製作過程記録 「蓑」

江見祥生

1.はじめに

藁細工の製作技術保存とその過程を記録するために、「蓑」の製作を行った。本稿でその製作過程を紹介する。製作者は津山市綾部在住の梶岡貞知氏である。

2.製作の記録

モチ藁と小繩の代わりにシユロ繩を用意する。

①首に掛ける網を作る。まず、4、5本の藁で一ヒロ強の小繩を編み、その中央部から両端に向かって、小繩の3分の1くらいの量の藁をないたして3本よりの繩をないし、終わりを止める。3本によりにするのは、丈夫で、見た目も美しいからである。

(イ) 小繩をなう

(ロ) 3本によりにする

②①の網の長さの端から3分の1の所に藁3、4本を2つ折にして当て、シユロ繩で編んでいく。シユロ繩の長さは、出来上がった編み幅の約3倍を目安にする。

(イ) 1段目の編みはじめ

(ロ) 繩の端は足に巻きつけて固定し、藁を当て編みこむ

(ハ) 出来上がり

③1段目の端の3つの束を編んで縁を作る。端は藁で仮止めする。

④シユロ繩を1段目の全幅の4倍用意し、繩から約指4本分下のところに2段目を編みつける。編み方は、1段目の藁1束の半分を編んだシユロ繩の上に藁3、4本をたして2段目を編んでいく。(目を増



やすという)

(イ) 2段目を編みはじめる

(ロ) 目を増しながら編んでいく

(ハ) 折りくせをつける

(二) 縁を編み増して縄で仮止め、2段目を編みつける

⑤表に返して、新たに編み幅の3倍の長さのシュロ縄を用意し、2段目から指幅4本ほど幅下から3段目を編んでいく。前よりも目の増やしかたを減らし、3段目で1段目より藁1束分だけ目が増えるように調節する。

(イ) 3段目を編みはじめる

(ロ) 2段目と3段目で目の増やし方を調節する



⑥(ハ)



⑦(ロ)



⑧(ハ)



⑨(ロ)



⑩(ハ)



⑪(ロ)



⑫(ロ)



⑬(ロ)